第4編 トイレ対策マニュアル

第1章	震災時トイレ主管課マニュアル216
第2章	震災時のトイレ教育訓練マニュアル226
第3章	トイレ災害ボランティア
	活動マニュアル234
第4章	震災時トイレメンテナンス・マニュアル …239
第5章	避難所トイレ安全管理マニュアル?5?



私立高校生ボランティアの活躍 (灘高校にて)(提供:㈱優光社 山村武彦)



学校に避難した人々 (提供:同左)



ボランティアによる炊き出し応援(神戸「元気村」) (提供:(株)優光社 山村武彦)



滝消防庁長官に被災・消防活動状況の概況説明 (西宮市消防局にて) (出典:「阪神・淡路大震災 西宮市消防の活動記録」)



総合防災訓練(東京都足立区会場) (提供:小野清美)



訓練会場に設営されたトイレ (提供:同左)



地下埋設型トイレの組立訓練 (足立区栗島中学校)



総合防災訓練(ボランティア受入訓練)風景 (提供:小野清美)



総合防災訓練での応急救護所訓練 (平成8年11月 和歌山)



阪神・淡路大震災でのし尿処理応援隊(静岡県) (提供:静岡県環境整備事業協同組合)

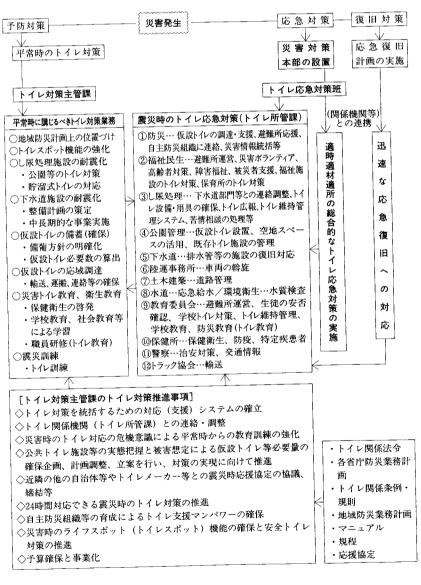
第1章 震災時トイレ主管課マニュアル

誰にとっても安全でしかも便利な文化的生活ができ安心して暮らしていくためには、トイレの対応は不可欠である。しかし、震災によって排泄対応の手段を全て失ってしまった阪神・淡路大震災の事態の教訓からいえることは、震災時に冷静に緊急トイレ対応の司令を発しトイレ応急対応をしていくためのコアとなるトイレ対策とそのマニュアルが必要である。

トイレは各種建物施設に付属する設備であるが、同時に、人の排泄行為が円滑に行われ、衛生的な環境を確保し、健康・安全を維持するため、また、障害者等のノーマライゼーションの確保という観点から、非常に重要な機能を担っている。したがって、地震等の災害時にこの機能を確保することが必要となるが、平常時の建物施設の所管課などがバラバラに対応していたのでは、対策の万全を期すことができない。

そこで、本章では、震災時トイレ対策全般を検討し推進する「トイレ対策主管課」が存在すると仮定してその役割を明らかにし、併せて「トイレ対策主管課」が震災発生時に各トイレ所管課の協力の下に推進すべきトイレ対策の内容を列挙することにより、各地方公共団体の震災時トイレ対策の充実に資することとする。

図 トイレ対策主管課の役割と対応



第1節 トイレ対策主管課の業務と責務

平常時には各建物施設の管理者等によりトイレは設置・管理されているが、災害時にはどこの所轄であれ全ての公共トイレを震災対応のトイレとして機能させることとなる。その際に各「トイレ所管課」において震災時トイレ対応に関する予防、応急対応、復旧対応等についての対応フローが一元的な指揮系統の下で動くような体制を形成しておく必要がある。そのため、本報告書の中で縷々述べているトイレに関する全ての状況を把握できるシステムを運用できるようないわゆる「トイレ対策主管課」を確立しておくことが重要であろう。

] 震災時に対応する体制の充実

(1) 平常時におけるトイレ所管課の対策の充実

平常時には福祉施設、学校、病院等のトイレのほか公園等の公共トイレの設置や維持・管理している関係各課が、震災時の応急対応を想定したトイレ対策を実施することとなるが、震災時の応急トイレ対策の内容等に関しては、日頃から各トイレ所管課に地震発生時に緊急に対応できるトイレ応急体制を確立させておく必要がある。

(2) 震災時トイレの24時間対応

いつ大規模地震が発生した場合でもトイレに関する緊急対応の司令が出せるように、例えば「○○課トイレ緊急対応マニュアル」を作成する等により24時間対応型のトイレ応急体制を確立させておくことが必要である。

(3) 自主防災組織と市民活動グループ等との連携強化

地域においては、震災時には自主防災組織が地域住民のトイレ応急対策の一環として住民参加型緊急トイレ支援システムを稼働させる必要がある。平常時から地区のボランティアグループ、スポーツクラブ、PTA、文化サークル等各種の市民活動グループと自主防災組織が連携を取って震災時の緊急トイレ対策を実行できるように、行政の側からも働きかけておく必要がある。

(4) 地震発生時の応急トイレ対応連絡網の形成

トイレ所管課が、震災時には早急に所轄の施設・機関 や管轄エリア対して緊急トイレ対策に関する応急対応を 迅速に司令し実行できるように連絡網等を整備しておく 必要がある。

(5) 他の団体・機関とのトイレ支援システムの整備

震災時の緊急トイレ対応について、トイレ支援システムに従い円滑に対応できるように、協定支援に関係する地方公共団体のほか、震災が大規模かつ広域の場合には消防、警察、自衛隊あるいは厚生省、建設省、環境庁、

通産省等国のトイレ対策関係機関と連絡・協議・調整を 図っておく必要がある。

2 トイレ予防対策

都市、農村、漁村等の各都市形態の特性及び寒冷地域 と温暖地域、地形、地質等に応じて排泄に対するトイレ 予防対策をすることは必要である。

(1) し尿処理

震災時の断水に伴い水洗トイレが使用中止となること について、その対応の方策を都市、農村、漁村等の各都 市形態及び寒冷地域と温暖地域などの地域の特性に応じ て検討すること。また、既存の汲取り、浄化槽の活用等 の検討を行い、併せて緊急トイレ対策を実施できるよう に努めること。

(2) 仮設トイレの備蓄

各地域の地形、都市化、人口及び形態的特徴(水洗化率、浄化槽、し尿処理能力、公園等公共トイレ設置数等)を把握し、それに応じた仮設トイレの使用数の予測を行うほか、避難所予定場所別の避難予測人数を把握して、各避難所に必要となる仮設トイレの備蓄対策を検討する。なお、この時には仮設トイレの性能等のほか PL 法、ISO 等にも関心を持つこと。(「第3編第4章第2節」の
<仮設トイレ必要数の割出し計算の数式>を参照のこと。)

(3) 仮設トイレの相互支援

各都市形態及び気温などの地域特性に応じて、近隣地 方公共団体とのトイレ支援協定を協議・調整して、震災 緊急時のトイレ支援システムを円滑に推進していくため の方策を強化し、震災時に即応できるように努める。

(4) トイレスポット機能の確保

公共トイレ及び公共施設において、各種施設管理者は いわゆるライフスポット機能の確保を念頭に置いて、ト イレの新設、改築等の際には雨水の貯留や太陽熱等の環 境循環システムの導入・活用とともにトイレ施設構造の 耐震化を図るように努める。

(5) 上下水道の耐震化の推進

上下水道の新規計画段階はもとより改修整備の際には、被害想定に基づく上下水道及び浄化槽等の耐震化を 進めることにより、震災時に給水管や配水管等の被害を 最小限に食い止めることができるように努める。

(6) トイレ用空き地空間の確保

公園、緑地帯、駐車場等は地域における空き地空間と して緊急対応時にトイレの設置場所、仮置き場、トイレ 清掃・収納作業場所、仮設トイレ保管場所等として活用 できるように都市計画上の工夫を図っておく。

(7) トイレ用品・用具等の確保

震災時に必要なトイレ関係の用品・用具等については、 地域の特徴を把握し、製品の特徴を認識し、具体的な必 要条件の検討を行い、その特性に合致した用品・用具等 の確保を図るようにする。

(8) トイレ維持管理システムの整備

震災時に必要なトイレに関する維持管理のシステムについて、トイレ必要場所、使用推測人数、災害トイレ保管形態、災害トイレ処理方法、地域住民の防災意識、衛生および環境意識等に応じて検討を行い、その特性に適合したトイレ維持管理システムの整備を図るようにする。

(9) 貯溜式トイレの確保

既設のトイレ施設や備蓄保有している仮設トイレに関する震災時の応急トイレ対策について、都市、農村、漁村等の各都市形態の特性及び寒冷地域と温暖地域、地形、地質等に応じて貯溜式トイレの整備等に関する検討を行い、その施設整備を図る。

(10) 仮設トイレの輸送・搬送及び連絡等

震災時の緊急対応による仮設トイレ入手のための輸送・搬送及び連絡等について交通網、道路事情、民間流通経路および公的機関などの備蓄からの調達、調達の迅速性等について検討を行い、そのトイレに関する輸送・搬送及び連絡等の対策を図る。

(11) 住民の理解と自主防災組織のトイレ対策

都市、農村、漁村等の各都市形態の特性及び寒冷地域 と温暖地域、地形、地質等に応じて震災時の応急トイレ 対策のあり方は地域の事情により異なるが、仮設トイレ 設置・保管に関する住民への周知と理解を求め、震災時 の対応に備えての資材備蓄倉庫又は保管場所等の確保に ついての協力要請を図るよう努める。また、震災時のマ ンパワーの確保に向けて自主防災組織の人的支援体制の 強化を図る。

(12) トイレに関する衛生教育及び防災教育

震災時に予想される排泄処理問題に関して住民に対して正しい衛生知識を与え、その高揚を図り、自己の身の安全の確保、救急処置、避難生活等に関する防災教育の周知徹底を図り、「震災時には自らの手で自らの生命と財産を守ること」を原則として住民の連帯感が図れるように啓蒙、啓発を進める。

(13) マスメディアとの協力

震災時の明確で分かりやすいトイレ応急対策に関する 内容をインパクトのある適切なプレスリリースとして流 し、新聞社、テレビ局等マスメディアとの協力を得るこ とにより住民に対する啓蒙・啓発の徹底を図る。

第2節 災害対策本部の初動期の応急トイ レ対策

震災発生時に開設された災害対策本部 (トイレ対応チーム) は、初動的応急トイレ対策に関する指示を出し、 各所管課の協力の下に以下の対策を推進する。

1 仮設トイレの緊急対応チームの結成

災害発生時に被災者が利用するトイレの調達・配置及 び整備を指揮するチーム(トイレ応急対策斑)を結成し、 被災者数・避難所数・トイレ数から不足数を割り出し、 仮設トイレの迅速な確保を図るように指示する必要があ る。



兵庫県災害対策総合本部(提供:㈱優光社 山村武彦)

(1) トイレ不足分の割出し

トイレ不足分の割出し数式を用いて各避難所ごとに計算させ、敏速に必要と考えられる仮設トイレの搬送等の 手配を図る。

(2) 避難所内の男女、高齢者、障害者等の人数の確認

避難所における男女の差、高齢者、障害者等の人数を確認し、避難所の被災者の状況を把握し、地図によるトイレ配置図あるいはトイレ保有数量表等に明示し、トイレの配置等の状況の明確化を図るように指示する。

(3) 在宅状態の被災住民の状況把握とトイレ支援の指示

在宅状態の被災住民及び災害弱者の安否確認と人数確認を行い、在宅の市民へのトイレ支援対策を早急に実施するように関係部課に指示する。

(4) 排泄関連の機器等の適時適材適所の配置

避難所の被災者の状況に応じて、仮設トイレ、車いす トイレ、ポータブルトイレ、トイレ用品・用具等排泄関 連設備の適時適材適所の配置を図るように指示する。

(5) 住民へのトイレ支援協力の要請

被害状況に応じて被災地域への支援マンパワーの出動にかかる協力要請を迅速に指示する。また、被災地域の被災市民に対しては相互にいたわりながら自立促進に努めるように励まし、トイレ支援を関係機関に要請している旨を伝える。

(6) 被災地区内のトイレ施設等の開放の指示

被災地域内に震災時に対応できるトイレ施設や設備がある場合にはその開放を図り、被災地区の住民の使用に耐えるように点検等を即座に指示し、看板や伝達事項等のサインを表示し住民への広報を図るように指示する。

(7) トイレ所管課の管理者及び職員の業務

トイレ所管課の管理者及び職員は、臨機応援に震災に よる被害状況を正確に把握し、各被災地区に応じて避難 所等における避難住民の排泄行為が円滑に取り図れるよ うに指示するとともに災害対策本部のトイレ対策チーム に対してトイレ事情に関する情報を伝達する。



神戸市災害対策総合本部 (提供:神戸市)

2 トイレ用水の応急確保

地震発生時にはトイレ応急対策班(災害対策本部)は、 関係機関に伝達し、迅速にトイレ応急対策としてトイレ 用水の確保が敏速に実践できるようにすることが重要で ある。

(1) トイレ用水状況の把握と広報

① 避難所及び施設

避難所及び施設のプール等貯水施設や水設備の開放を指示し、用水事情を把握した上でトイレ用水の利用継続限度日数等を確認するとともに、その後の

給水支援対策を立案し、トイレ用水の確保を図るように指示する。

また、被災者の心の安心と身体生理的機能の安定 を図るように、避難所ごとに用水必要量等を見直し、 用水の利用方法の考え方を提示するように指示する。

② 在宅状態の被災市民の水確保状況の把握と広報 損壊した家屋等に住む被災市民の生活実態や給水 管や排水管等の損壊状況等を把握するように指示 し、その状況に応じて給水対策を図り、住民の安心 と身体生理的機能の安定を図るように指示する。

また、在宅状態にある被災市民の安心感の促進を 図るため、給水及び排泄対応に関する実践計画を広 報するように関係部課に指示する。

また、在宅状態の市民のその後の給水計画とトイレ用水の利活用方法を例示し、節水に協力するよう 広報に努めるように指示する。

(2) 用水の水質の危険性に関する広報

緊急事態の発生に応じて給水車の配備がなされるが、 水質を明確に表示し誤った使用のないように明確に指示 する。

また、井戸水や上水道等の水を飲料水とする場合には 水質を確認し活用するように広報の指示する。

(3) 関係機関の水質検査の実施と給水支援の対応

避難所の避難民及び在宅状態にある被災者の状況に応 じて飲料水の水質検査と給水支援対応を実施するため関 係機関に敏速な対応を指示する。

3 仮設トイレ等の調達、維持管理等支援マンパワ ーの確保対策

地震発生時には、トイレ応急対策として、仮設トイレの調達、設置、トイレ用品・用具等の調達と維持管理等に関する支援マンパワー(災害ボランティア等)の確保ができるように、支援要請を早急に行い、支援マンパワーの確保を図ることが重要である。

(1) 災害ボランティア及び市民組織等に対する要請

仮設トイレ等応急対策、仮設トイレの配備・設置、トイレ用品・用具等の調達等に伴う支援マンパワーの確保が図れるように災害ボランティア及び市民組織等と支援に関する連絡を早急に取り、支援マンパワーの要請を図るよう指示する。

(2) 民間機関等からのトイレ対応マンパワーの確保

仮設トイレの配備、設置等のほか、トイレ清掃等の円 滑な実施を図るために、民間の各種機関等の支援マンパ ワーを確保して保健所等衛生関係機関にも連絡するよう 指示する。

(3) 協定によるトイレ支援応援要員との役割分担

地元のトイレ支援要員と協定による外部からのトイレ 応援要員、さらにトイレ災害ボランティア等との業務内 容を明確化し、円滑にトイレ関連の応急対応ができるよ うに早急に指示する。

4 震災時トイレの保健衛生対策

地元の保健所が主体となってトイレの消毒や防疫対策 の迅速な実施を図り、住民による保健衛生対策の実施と その協力を得ることが重要である。

(1) 保健所に対するトイレ衛生対策の推進要請

保健所に対して震災被害情報を速やかに提供するとともに、トイレ防疫対策の実施を迅速に要請し、トイレ保 健衛生対策の推進を図るように指示する。

(2) 保健所業務としてのトイレ衛生対策の実施

避難所、福祉・文教施設に避難している被災者や在宅 状態にある被災市民は保健所業務によるトイレ保健衛生 業務の遂行を図り、伝染病及び感染症等の蔓延の防止に 早急に対処するように指示する。

(3) 保健所トイレ業務支援マンパワーの確保・協力

避難所及び在宅状態の被災者のいる居宅等のトイレ衛生管理や消毒薬品の配布、健康管理、保健指導等の遂行における支援マンパワーの確保を図るため協力し、円滑に保健所におけるトイレ防疫業務が推進できるように指示する。

5 医療救護面のトイレ対策

保健所業務に従いトイレ保健衛生対応の遂行を図りつつ、伝染病及び感染症等の発生、排泄関連の疾患について即座に対応できるように早急に対処することが重要である。また、医療救護機関としての住民に対する社会的使命が果たせるよう各種のトイレ応急対策に協力し迅速にその任務に当たることが重要である。

(1) 医療機関のトイレ衛生対応の実施

避難所、福祉・文教施設等の避難者や在宅状態にある 被災住民は、保健所業務に従いトイレ衛生対応の遂行を 図りつつ、伝染病及び感染症等の発生時には即座に対応 できるように早急に対処するように指示する。

(2) 人工肛門、人工透析等の排泄関連疾患への対応・協力

人工肛門、人工透析等の排泄関連の疾患の対応については、生命に影響することもあるので、敏速に円滑化を図るように協力するよう指示する。

(3) 病院のトイレ業務の実施に対する支援マンパワーの 確保への協力

病院内のトイレ衛生管理やトイレ消毒薬品の配布、清掃等の業務における支援マンパワーの確保を図るための協力を行い、円滑に病院内のトイレ防疫業務が推進できるよう指示する。

6 社会福祉施設のトイレ対策

ノーマライゼーションの理念に基づき被災者が安心して避難生活ができるように、高齢者・障害者・乳幼児等の要介護者の緊急ショートステイ及び緊急入所の施設として対処し、災害弱者の完全なる保護に向けて貢献できるように円滑なる対応体制を整備する必要がある。

(1) 要介護者の人数確認と支援マンパワーの確保

要介護老人・要介護障害者の人数を確認し、地元の地域コミュニティの支援を確保し、排泄等の介護の円滑化を図るように指示する。

(2) トイレ用品・用具等の選別と確保

要介護老人・要介護障害者の生活行動形態に応じて排 泄等の介護・介助に必要な必要なトイレ用品・用具等を 早期に確保できるように指示する。

(3) 転倒等の災害防止への対応への配慮

転倒やケガを招かないようスリッパ等のトイレ用品の 選別をして安全に生活できるように指示する。

(4) 施設内トイレ備品の不足への対応

要介護老人・要介護障害者の排泄等の介護・介助に必要な用具の備蓄の必要性を把握して、早期にその確保を 図るように指示する。

(5) 保育所の再開への配慮

保育所の再開を図り、家族による養育力の回復及び母子家庭等の生活安定を図り、子どもの遊び環境の保障と精神的安定を図り、排泄等トイレマナーのしつけに支障をきたさないように、行きたい時にトイレに行ける環境の確保に努められるように指示する。

7 トイレ用具・用品等の応援要請

震災時のトイレ用品・用品等の確保については、予め トイレ応援協定を締結している地方公共団体及び民間業 者などへの応援要請を迅速に行うことが重要である。

(1) トイレ器具・用品の応援の要請

避難所の避難者及び在宅状態の被災者等のトイレ用 具・用品等の必要数を確認し、自治体及び民間企業に応 援の要請を迅速に図るように指示する。

(2) 特殊な排泄用具・用品等の調達応援の要請

市街地の被害状況及び身体障害者・ケガ人等の状況を 正確に把握し、排泄用具及び用品の選別を図り、特殊な 必要物品の確認をし、特殊な排泄用具・用品等の調達応 援を仰ぐように迅速に指示する。

(3) 応援者各自のトイレ自己処理体制

被災地の救援活動を行う応援者は、各自のトイレ確保体制又は仮設トイレの組立てに必要な技術・溶剤・資材等の持参により協力支援に入ることを原則とし、被災地におけるトイレ対策に配慮し協力を要請するように指示する。

8 トイレ被災情報の収集と広報伝達

被災した全地域のトイレ事情に関する情報収集の一元 化を図り、関係機関にそのトイレ関連情報を的確に伝達 し、円滑なる適時適材適所のトイレ対応を実施すること が重要である。

(1) 被災全地域のトイレ事情情報の収集の一元化

地震により被災した全地域のトイレ施設の損壊、トイレ不足、トイレ用品・用具等の状況等のトイレ事情に関する情報の収集の一元化を図るように、トイレ事情の実態を災害対策本部のトイレ対策主管チームに情報伝達するように指示すること。

(2) マスメディア等を利用したトイレ広報の実施

トイレ対策に関する適時適材適所の原則に応じた的確な措置に関する広報を電波(テレビ・ラジオ等も含む)、広報誌、相談窓口、電話等の利用により適時的確に実施し、トイレ問題の発生しないように市民の不安や流言の防止に努めるように指示する(後掲「震災時のトイレ災害放送・ラジオ(TV)広報マニュアル(「震災時のトイレ対応編」p224~225を参照のこと)。

(3) 生命に関わる流言が生じた場合の緊急的な対応

生命に関与するトイレに関する流言が生じた場合には、緊急的な措置により情報流通(広報伝達)の正常化を早急に図るように、地方公共団体は積極的に正しい情報の提供に努めるように指示する。

(4) トイレ施設等の事故情報のキャッチと対処

仮設トイレ等のドアに挾まったり、トイレに密閉され 生命の危険が生じている場合等に置いては、被害者の救 出活動の要請を関係機関に行うように指示する。

(5) 視覚・聴覚障害者へのトイレ情報の伝達

ノーマライゼーションの理念に則り、手話通訳、盲人 ヘルパーガイド、点字、朗読等の福祉サービスにより、 視覚障害者及び聴覚障害者にもトイレ情報の伝達を図 り、障害者が安心して給水でき、トイレ設備及び用品・ 用具等の活用ができるように指示し、スティグマに遭遇 することのないように指示する。

(6) トイレ事情の広報発信の日時・出所等の明記

震災復旧に応じてトイレ事情に計時的な変化が出ることが予測される場合には、広報の発信日時・出所・有効 期間等を明記して広報するように指示する。

(7) トイレの異変や不審な事態に関する申告と復旧

トイレに関する異変、異臭、病変疑惑、爆発物や不審 行動等の疑惑事態等に直面した場合には、誰でも早急に 申告できるような方法、場所等を明確にして徹底した広 報を図り、異常な事態を完全に復旧するように努めるよ う指示する。

(8) トイレ情報に応じた関係機関との連携

計時的に各避難所等から入るトイレ事情やし尿処理問題等に関する情報の内容に応じて環境事業部門等関連機関と連携を取り、トイレへの対応に遅滞を生ずることのないように指示する。

(9) トイレ事情に関するサイン等の情報提供上の注意

避難所の中や居宅に向けてのトイレ事情に関するサイン、トイレ利用方法の提示、排泄関連の情報提供等を必要に応じて避難所ごとの地域単位で行うことがあるが、この際に、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等の補助具を持たずに避難している人がいることを考慮して、誰でも解る大きな文字、位置、危険性のない場所、見易い・聞きやすい工夫をして状況に応じた対応をするように指示する。

(10) 震災広報の基本的な注意点(広報課)

トイレ対応情報等の災害関係広報は、基本的に5W (when who where what why) 1H (how) の事柄を漏らすことのないように分かりやすく簡潔な文章にする。

(11) 震災時のマスメディアへの対応(広報課)

震災時にはマスメディア対応のプレスリリースを簡潔明瞭に伝えるとともに、新聞社、テレビ局、ラジオ局等との協力関係を円滑にし、かつ情報伝達に誤報のないように注意する。

9 トイレ応急対応及びトイレ施設の維持管理

震災時にはトイレ問題に関するさまざまな応急対応及 びトイレ施設の維持管理についてきめ細かい対応を図る ことが重要である。

(1) トイレ応急対応

震災広報 (芦屋市、西宮市)

被災地域の状況に応じたトイレ問題への応急対応(素掘りトイレ、既設トイレの災害用への転用、トイレ施設の修理等のさまざな対応を含む)を早急に図るよう指示するとともに、それに伴うトイレ用品・用具等や溶剤、資材等を手配するように指示する。

(2) 応急トイレから生活対応トイレへの維持管理

被害状況と復旧状況をアセスメントして、適時適材適所の"応急対応トイレ"から"生活対応トイレ"への移行を予測して、バキューム等の排泄物処理設備の使用のコントロールやトイレ施設の正常な維持管理を図るよう指示する。

(3) 余震時のトイレ対応

余震による被害状況を正しく把握するとともに、余震 の発生の際のトイレ建屋の被害等の防止に努めるよう指 示する。

(4) トイレ施設・設備等のメンテナンスの励行

既設のトイレ施設及び仮設トイレ等の清掃の励行を促 し、秩序と安心の生活環境リズムを整えてスムースな暮 らしができるようにトイレの清潔の維持を図るように指 導する。

(5) 排泄汚物のゴミ処理

断水により排泄処置後のゴミ、おむつ及び生理用品等 排泄汚物のゴミ処理への対応を円滑に図るようゴミ処理 関係機関と連絡・調整するように指示する。

10 仮設トイレ等の輸送対策

避難所等へ補充する仮設トイレ及びトイレ用品・用具等の輸送や運搬が円滑に行なわれるように、道路事情の確認及び支援マンパワーの要請等を迅速に行い安全な運行と搬送を確保することが重要である。

(1) 輸送及び運搬の円滑化

補充する仮設トイレ及びトイレ用品・用具等の輸送や 運搬が円滑に行われるように、道路事情の情報を提供で きるように道路等の交通情報を収集し仮設トイレ配備・ 搬送に関係する機関に連絡するよう指示する。

(2) 輸送・運搬・設置支援マンパワーの確保

海洋輸送及び航空輸送等の輸送方法に応じ諸々の運搬 に伴う運転手及び組立経験者等の確保の状況を把握し、 必要に応じてトイレ支援マンパワーの要請等を迅速に行 うよう指示する。

(3) 被災地域の被災状況に応じた仮設トイレ輸送方法

寒冷地域及び温暖地域、地形及び地質等による道路事情に応じたトイレの運送方法に対応して諸々の発注と受取り方法に関する連絡・調整を図り、円滑に事故なく安全な搬送体制が確保できるよう指示する。



学校避難所に緊急搬入される仮設トイレ (提供:静岡県環境整備事業協同組合 片渕弘佳)

(4) 仮設トイレ設備等の到着時間の予測と指導

状況によって必要なトイレ設備及びトイレ用品等の到 着時間の予測を行い、道路交通事情のほか余震等により トイレ搬送、設置の対応が遅れる場合には、速やかに避 難所等目的地に連絡し、仮設トイレ等の到着まであわて ることなく沈着に対処するように口頭指導を行うよう指 示する。

|| 避難生活上の留意事項

高齢者・障害者等がノーマライゼーションの理念でスティグマに遭うことなく、安心して避難生活を過ごせるようにトイレ対策上配慮することが重要である。また、幼児、児童や妊産婦、女性にとっても不安なく安心して暮らせるよう仮設トイレ等の整備を行い良好なトイレ利用状態への復旧に向けて、避難者が英気と活力を失うことなく待機できるようにすることが重要である。

(1) 高齢者・障害者等に適したバリアフリー化

避難所等の避難生活空間はできる限りバリアフリー化に努め、特に車いす利用トイレ空間に関する対応を図り、スティグマに合うことなく身体的自立生活の維持と精神的な不安を補うため、被災者への協力を求めるよう指導するよう指示する。

(2) 災害弱者等への避難生活エリアの確保

避難生活空間における ADL (日常生活動作)、セクシュアリティの特性、虚弱体質等を考慮した避難生活エリアの設定を図り、誰もがトイレ(排泄)の苦痛や羞恥心もなく安全に安心して暮らして行けるような避難生活環境の整備を指導するよう指示する。

(3) 寒冷地域及び温暖地域等のトイレ対策

地震発生の季節や温度変化によってトイレ空間において体調の不和及び生命の危機が起こらないよう安全に排泄できるようにトイレ利用環境の整備に努めるように指示する。

(4) 火災とトイレ対策

避難所での喫煙は火災の原因になるので、火災予防対策の一環として禁煙に関する措置を取るとともに、トイレ設備・施設において火災が発生した時は迅速に救出措置が取れるような体制を確保するように指示する。

(5) トイレと治安対策

電気設備のライフラインが途絶えると真っ暗闇になるので、夜間時のトイレ使用には十分治安に気をつけ事故のないように指示する。また、過度のアルコール摂取や青少年の逸脱行動を押さえ、風紀の乱れを防止し、防犯パトロール体制の強化と併せて警察等関係機関への連絡・調整を図るよう指示する。

(6) 外国人への配慮

トイレ利用における外国人への配慮を十分に行い、外国人が疎外されることなく生活していけるように外国人被災者への理解ある行動を取るように指示するとともに、関係する数か国語の広報を用意して正しい情報伝達を行うように指示する。また、必要に応じて関係機関に連絡し円滑な避難生活ができるように調整するなど外国人への支援を徹底するように指示する。

12 応急トイレ活動職員やボランティアの健康管理

震災時に被災者のための応急トイレ対策の実施に不眠 不休で働く専門職員、一般職員、災害ボランティアの人 等に対する健康管理の維持に努め、保健所等と事前に連 絡を取って健康管理に落ち度のないような体制を確保す ることが重要である。

(1) 職員や災害ボランティア等への配慮

被災者のトイレ対策のために不眠不休で働く専門職員、一般職員、災害ボランティア等への「ねぎらいや励ましの言葉」をかけるとともに、彼らの健康管理には十分留意するよう指示する。

(2) 職員や災害ボランティア等の寝食行為エリアの確保

被災者のために不眠不休で働く専門職員、一般職員、 災害ボランティア等のための休養室や静養室の確保を図り、彼らが充分に休養が取れるエリアを設定するととも に、エリア内での休養等を促すよう指示する。

(3) 災害対策本部の指示命令が途絶えた場合の対応

災害対策本部の命令指示が途絶えた場合には、避難所及び在宅において被災者支援活動中に余震や事故等に遭遇し個人の判断で被災者の生命の維持と救出が必要となった時には、その状況下で被災者のために最善最適と思うことから対応するよう事前に指示し、報告手段が復旧し再開できた場合に、必ず、その旨を報告するよう指示する。

(4) 女性職員や女性災害ボランティアの安全性の確保

避難所を運営し管理する女性職員や女性の災害ボランティアには、連絡係として夜間に避難所以外への外出しなければならない事や夜間に一人で避難所内の防犯見回りをするようなことは絶対に避けるように指示するとともに、女性の身体の安全に留意するように業務区分上でも徹底するよう指示する。

13 仮設トイレ設備の撤去及び処理と安全確保

震災の復旧状況や避難所の解消状況等に応じて仮設トイレ設備の撤去及びその処理への対応を円滑に実施することが重要である。

(1) 応急対応トイレから生活対応トイレへの移行

震災復旧により"応急対応トイレ"から"生活対応トイレ"に移行するにつれて仮設トイレ及びトイレ用品・ 用具等の撤去及び撤収を図る時期が到来するが、トイレ 設備の清掃、組立トイレの解体・収納、保管場所等への 輸送等について、仮設トイレ設置避難所ごとに計画的に 実施するように指示する。

(2) 保管場所への立入禁止措置

仮設トイレ設備及びトイレ用品・用具等の撤去及び撤 収時に行う設備の清掃や片づけ作業場に子供等を立入り 禁止にするとともに、保管場所で子どもが遊ぶことのな いように立入り禁止措置をし、安全な状況を確保するよ うに指示する。

(3) 遊具としての使用禁止

公園及び空き地のスペースに撤去及び撤収し一時保管 している仮設トイレ設備及びトイレ用品・用具等につい ては遊具として利用することを禁止するサインを表示す るとともに、子どもの立入りを禁止するガード措置を取 るように指示する。

(4) 積載運送中の転落事故等の防止

撤去及び撤収した仮設トイレ及びトイレ用品を搬送する場合、市民の安全を守るため、その積載中の転落事故等を防止するために荷造り紐のかけ方及びホロー等を用いて積載の荷崩れ等による落下等を指示する。また、仮設トイレ設備等の早期の返却や焼却等を実施するように指示する。

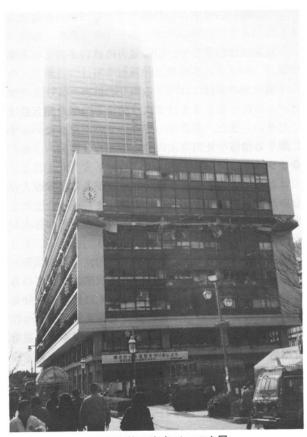
(5) 衛生的な取扱い

撤去及び撤収した仮設トイレ及びトイレ用品・用具等 の洗浄や解体作業は排泄物で汚染されていることを前提 として衛生的な取扱いに万全を期するように感染防止に 努めるように指示する。

第3節 トイレ復旧への対処

既設トイレ施設の耐震化及び災害用トイレへの転用を 図り、かつ、自然環境を汚染することなくトイレ施設の 整備を図ることが重要である。

この場合、先進都市の事例等を参考にしながら各都市 において寒冷地域及び温暖地域等の地域特性のほか、地 形及び地質等トイレ施設の場所的な検討、都市・農村・ 漁村等の都市形態に応じ人口規模、高齢率等を考慮し、 また、下水道の普及や水洗化率等の地域の特徴をも考慮 したトイレ施設・設備の復旧整備を推進していくことが 重要である。



神戸市第2庁舎ビルの座屈



兵庫県庁10階の事務室内 (震災当日)

〈提案〉 震災時のトイレ災害放送・ラジオ(TV)広報マニュアル

「震災時のトイレ対応編」

◆地震速報

「○○時○○分頃、○○地方で非常に強い地震がありました。」

「震源地は○○○で、○○地方に被害が出ている模様です。

「被災地の皆様にはできる限りの被害ニュースやサバイバル方法を流しますので、ラジオ (TV)を聞き続けてください。また、是非知っておいていただきたいトイレに関する情報や使用方法について流します。」

◆ナレーション

「トイレに人が挾まり生命の危険があるような人が居ないかどうか、まず、皆さんで探しましょう。また、ドアが開かずトイレに監禁された状態になっている人がいないかどうかも見るようにしましょう。」

◎救急救助の専門家

「もし、ドアに挟まったり、監禁状態になっているような人を見つけた場合には直ちに近くに居る人に知らせ避難所管理者に連絡をすることです。そして、見つけた人は声を掛けながらできる限りの救急処置をして避難所管理者や救援者等がかけつけるまで待っていましょう。」

「救出は人命に関わるので、ハンマーやドリルによってドアを壊し救出を急ぐようにしましょう。その際、年齢や体のどの部分が挟まれているかを確認して、安全を確かめながら救出するようにしましょう。」

◆ナレーション

「地震直後はラジオで下水道、断水、停電等の情報を よく聞いてトイレを使うようにしましょう」

◎水道局・下水道局の専門家

「地震の直後は断水をしているかいないかに関係なく、水洗トイレの使用はしないようにしましょう。下水道の 状況を確認して水洗トイレの使用ができるかどうかを確 かめる必要があります。」

「まず、断水をしているかどうかの確認をすることです。その時に、ボールかバケツのようなもので必ず受けて、水道の栓を開放に捻り、少しの水でも流してしまわないように注意しましょう。もし、断水をしていた場合には水洗トイレは使わないようにしましょう。」

「排泄物や使用した紙は流さないようにごみ袋に入れて溜めておくようにしましょう。|

「もし、井戸水や雨水や川の水等があって、水洗トイレに使える水を手に入れることができても下水管が破壊されている場合もあります。該当する地区の下水管の状況の被害ニュースをよく聞いて、その指示に従って水洗トイレを使うようにしましょう。|

◎保健所あるいは住宅の専門家

「庭がある方は60cm ぐらいの深さで1 m 四方の大きさの穴を掘り、股いでトイレができるように板を2枚渡し"素堀りのトイレ"を作ってみましょう。」

「庭に植木のある方は植木を抜いて、そのほら穴に板を2枚渡し素ばりトイレを作ってみるのも良いでしょう。」

◆ナレーション

「庭のない方の場合は、水洗トイレの使用禁止の間、 バケツや大きいボールや瓶等の中にビニール袋を掛け て、手づくり"おまる"を作ってそれをトイレとして使 うのもいいでしょう。」

◎保健所の専門家

「病人や要介護の方には紙おむつ、携帯トイレ、固まるトイレ、おまる等で対応するようにしましょう。もし、このようなものを持っていない場合は排便は新聞紙を8つに折り、三角に拡げそこにビニール袋を入れ、そのビニール袋に排便をし、排便後はビニール袋のみ取り出し、口をしっかり閉じて臭気と漏れを防ぎ、ごみ袋に捨てます。排尿の場合も同様です。し尿を入れたごみ袋は一般ごみとは別に排泄物のみを入れるようにしましょう。そして、そのごみ袋は日差しを避け日陰に置くようにしましょう。」

「新聞紙で"おまる"を作ることもできます。また、 "おまる"が見当たらない場合には、洗面器にビニール 袋をかぶせお尻の当たる部分を新聞紙や雑誌で保護し、 病人や寝たきりの人には使ってあげましょう。介護は誰 でも真心でできます。あわてないでゆっくり工夫してし て差し上げましょう。」

「排便・排尿をした後は、必ず手を清潔にするようにしましょう。洗面器に入れたいっぱいのきれいなお水に手指の消毒用の消毒薬液を入れて消毒液を作りましょう。消毒薬液がない人もあわてることなく、家にある家庭用の台所漂白剤などを入れて消毒液を作って手を洗うようにしましょう。また、湿ったテッシュペーパー、濡れたタオル、濡れた紙、アルコールスプレー等を用いて、手指を清潔にするようにしましょう。」

「手指の消毒用薬液が何もない場合は、台所のサランラップで手を包んで排尿便の処理をし、その後サランラップを捨てるようにすると、常に手指は清潔に保つことができます。」

「女性の使った生理用品は汚れが見えないように包み、 ごみ袋に捨てるようにしましょう。生理用品がない場合 には恥ずかしがることなく、お互いに譲り合って使用す

るようにしましょう。」

◆ナレーション

「手を洗える水はいろんなところにあります。風呂にあります。トイレのタンクの中にあります。冷蔵庫にもあります。ペットボトルの中にもあります。井戸水、川の水、貯め水等ゆっくりあなたの回りを探してみましょう。」

「お小水が出るということで水分を控える人がいますが、水分を取ることは人間に取って重要なことです。おしっこの主成分は水ですが、ただの水ではなく身体にとって害になるもの、余分なもの、使い古した成分などが溶け込んでいる水です。体にとって水分と塩分等はなくてはならないものですが、人間の身体にとって多すぎる場合には捨てなければならない有害な老廃物をおしっことして排泄していくものです。従って、水をとることは大変必要なことです。おしっこを我慢しないことも重要なことです。」

「ところが、お年寄りや病人はお尻の世話をしてもらうことを心苦しく思い、介護をしてくれる人に遠慮して、水を取らない人がいます。介護する人はお尻の世話をされている人の気持ちになり、水分を取ることを恐れないで、のどが乾いた時には水分を十分取るように促してあげましょう。」

◆ナレーション

「冷蔵庫や製氷室に水や氷は残っていませんか。湯沸かしポットの中にお湯が残っていませんか。みかんやフルーツポンチが入っている罐詰はありませんか。ゆっくり給水車が来るまで手に入れた水を大事に飲みましょう。いつ汲み置きした水であるか分からない場合は一度沸騰させてから飲むようにしましょう。|

◎保健所の保健婦

「赤ちゃんの場合にはおむつ交換回数とミルクを飲ませた回数などをメモし、水分のバランスを大人以上に気をつけてあげましょう。さらに、ミルクは必ず沸騰させた湯冷ましを使って作りましょう。」

「風邪を引いて軽い発熱がある人にも水分を十分取らせ、トイレを我慢させないようにしましょう。」

◆ナレーション

「断水している地域は〇〇、〇〇、〇〇です。|

「○○市(区)では現在応急用に仮設トイレの調達を 行っています。」

「仮設トイレが不足している避難所の方は、○○市の 災害対策本部のトイレ対応班か最寄りの区役所、出張所 にご連絡下さい。」

「○○県では、○○地方の市町村へのトイレ支援をお 願いしています。」

◆ナレーション

「皆様避難所や公園にまもなく仮設トイレが設置されます。」

「仮設トイレにはさまざまなタイプがあります。落ちついてそれぞれのトイレの取扱説明書及びサインをみてから誤りのないように使いましょう。誤った使い方をすると詰まったり、汚れたり、悪臭がして困ることになりますので注意しましょう。」

◎トイレ対策の専門家

「仮設トイレには大きく分けて4種類のものがあります。普通の水洗トイレと同じように使用できるもの、一回使用するごとにビニール袋にパックされていくようなもの、排泄したし尿が連続的に焼却されるもの、し尿が便槽に直接落ちて溜まるものなどいろいろありますので、それぞれに合った使い方をしましょう。」

◆ナレーション

「激しい余震のときは、2人1組でトイレに行くようにしましょう。トイレをしているときには、内鍵をしないで、相棒にトイレのドアを押さえてもらうようにしましょう。」

「小さい子供は、必ず大人と一緒にトイレに行くよう にしましょう。」

「夜間には、女性や子供は1人でトイレに行かないようにしましょう。」

◆ナレーション

「トイレ内で火事が発生していたり、人が倒れていた りするような緊急時には、直ぐにできるだけ近くにいる 人に救援を求めるようにしましょう。」

「トイレに行く場合は、ケガをしないためにスリッパ をはき、素足で歩くのはさけましょう。」



NHK 仙台放送局

(参考文献)

- 1. 東京都(1995年)「1994年ノースリッジ地震東京都調査団報告書」p160~165
- 2. 森典子、西尾恭規 (1996年)「おしっこの話」 静岡新聞社 (初版)

第2章 震災時のトイレ教育訓練マニュアル

震災時に慌てることなく排泄対応ができるように、災害教育においてトイレ教育を実施しておく必要がある。特に、近年種々の災害用トイレがあり、訓練していなければ活用できないこともあるから、訓練教育は欠かせない。学校教育、職員教育とともにコミュニティ一体となって防災訓練の一環としてトイレ訓練をしていくためのマニュアルを提言する。

第1節 震災時トイレ対策に関する教育の必 要性

1 学校におけるトイレ対応教育の意義と必要性

(1) トイレ対応教育の意義

地震等災害の発生時に自分の身の安全を自分で守る術 を知っておくべきであり、災害時にまず自ら行動できる ようにしておくことが肝要であることはいうまでもな い。

さらに、①トイレは排泄物の蓄積場であり食事と排泄の生理的循環行為は不可分のものであること、②衛生上トイレ排泄物と伝染性疾患及び感染症等の水系感染についてを学ばせるほか、さらに③災害時の緊急非常事態に直面した時に"とっさに自分の身を守る行動、他人を救う行動、安全避難に移る行動"ができるように、高いレベルの震災時トイレ対応教育に関する十分な知識の習得を図る必要がある。

(2) 災害トイレ教育訓練

ア 災害トイレ教育の必要性

小中学校生徒が、学校教育の中でまず落ち着いて「自 分の身の安全を守る術」を修得し、流言に惑わされる ことなく対応できるようにする必要性がある。

特に、小中学校学校等の教育において糞尿便の排泄物について起こる伝染性疾患及び感染症等の水系感染について教え、人間が集団生活及び社会生活をしていく上で、トイレの衛生教育を「保健衛生」、「家庭科」、「社会科」等の教科の中で実際の対応例等を使用して具体的に学ぶ必要がある。

イ 災害トイレ訓練の必要性

災害時の衛生対応については、緊急非常事態に直面 している中での"とっさの行動"が取れるように予め 体で学んでおく必要がある。そのため、手洗い、トイ レ使用不能時の対応、飲料水としての適否確認方法等 を具体的な実践訓練(地域防災訓練等)を通じて学ぶ とともに、こうした訓練を通して地域住民と一体とな って震災時のトイレ対応のあり方について実践的に学 ぶ機会を与える必要がある。

2 行政職員に対するトイレ対応教育の必要性

行政職員は行政関係機関の組織力と機動力によって地域の市民の生命・身体の安全と救出の職務を遂行できるように災害対応知識を持ち、かつ、地域住民同士の連帯感を強化し自主防災組織の育成強化に努めることが重要である。

(1) 職員研修におけるトイレ教育

行政職員としての震災時対応の基本的な職務と責任について、災害発生時のトイレ問題に関する知識を修得し、各職場で生かせる具体的かつ実践的なトイレ対応に関する基本的な知識を学ばせる必要がある。

また、行政がなすべき震災時のトイレに係る応急対応について被災住民への対応方法及び関係職員への具体的な実践方法やトイレ施設の改善に関して立案された計画のほか、震災時トイレ対策の指示命令系統に関する具体的な実践フロー等、地震発生時のトイレ応急対応に必要な知識を修得させるための研修を中級、上級管理者に対して実施する必要がある。

(2) 震災時トイレ対応訓練の実践計画

市民の安全と防災意識の高揚を図るために避難訓練等の防災訓練を計画し実践させるが、この訓練項目にトイレ対応の実践訓練を導入し震災時のトイレ混乱を未然に防止するように努める必要がある。

(3) 緊急トイレ対応の責務に関する防災教育

行政職員の責任と職務において震災時の対応チームの 結成を前提として、震災時における初動対応態勢には職 員自らがトイレ設備の配置方法及びおむつ交換等の介 護・介助技術、救急処置、車いすの押し方、杖歩行時の 介助方法、視覚障害者及び聴覚障害者等の対応が円滑に できるように基本的な知識を修得させ必要な技術を学ば せておく必要がある。

(4) 災害広報の基本的な注意点

災害トイレ広報は地震災害に関するあらゆる緊急性を要する事柄が取材されることとなろうが、5W (when who where what why) 1H (how) の事柄を漏らすこと

なく、誰にでも分かりやすい文章および言葉で表現にす ることが重要である。

(5) マスメディアの震災時の協力対応

震災時にはマスメディアの取材が多岐にわたりニュースソースも明確でないまま情報が伝達されていくものである。したがって、正確なトイレ対応情報が円滑に被災者及び災害救援ボランティア等支援者に伝えられるように、新聞社、テレビ局等の協力に求めて適切に対応する震災時情報伝達訓練を行っておくとともに、誤認情報が出ないようマスメディアとの相互チェックにも努める。

3 地域防災福祉コミュニティにおける震災時トイレ教育の必要性

震災時の地域防災拠点として指定避難所を認識し、かつ、結成された自主防災組織において震災時に地域の特性に応じた迅速な実践活動を行うことができるように、 日頃から拠点避難所を中心とした震災時想定の震災訓練には積極的に参加し、仮設トイレの組立てや設置等の実践訓練に進んで参加し、いつでも震災時に機動力を発揮して活動できるようにしておくことが重要である。



PTA によるトイレ組立訓練(足立区栗島中学校)

(1) 社会教育における震災時トイレ対応教育の重要性

地震防災については誰もが主体的な地震防災への自助 努力意識を持ち、その意識によって生命と財産を守ると いう基本を教え、さらに、安全に避難するための術を学 び、皆と協働して地震による災害を未然に防止し又は軽 減することに地震防災教育の重要性がある。

さらに、トイレは排泄物を一時的に貯留する施設であることから、震災時の衛生環境条件は予測の立たないことが多く、机上の衛生教育では対処できない。そこで各自がトイレ衛生の知識を持ち、かつ高いレベルの衛生意識・思想を持って住民が事にも当たれるよう社会教育の中で震災時トイレ対応教育を実施する必要がある。

(2) 自主防災組織や地域住民の支援協力

震災直後の初動体制は地域住民で立ち上がることが基本であることを踏まえて、自主防災組織や地域住民グループが震災初動期のトイレ対応をする必要があり、そのための知識・技術を学ぶことが重要である。

(3) 事業所・商店等に対する震災時トイレ対応教育

事業所・工場・商店等においては誰もが震災時のトイレ教育の必要性を認識していなければ、いつ起こるか分からない震災時のトイレ対応は困難となる。したがって、地域の震災時トイレ教育訓練が行われる際には地域の一員として積極的に協力支援したり研修の機会に主体的に協力をする必要がある。

行政は、地域にある事業所・工場・商店等に地域の自 主防災組織への参加・協力に関する指導の一環として地 域住民の要請により震災時トイレ対応訓練に参加・協力 するよう指導する必要がある。

(4) 地域防災福祉コミュニュティと地域防災活動

震災対応のライフスポットとなる学校避難所を中核として自主防災組織の育成を促進し、組織活動マニュアルにおいて組織の担う役割と震災時の協力体制を明確化し、民生委員、消防、警察、保健所、自治会及び災害ボランティア等と平常時から密接に防災連携を図り、コーディネーターの指示に従い地域防災福祉コミュニュティの発展を図るように努める必要がある。

第2節 震災時トイレ対応訓練の内容

平常時から震災時を想定した具体的なトイレ対応型の 訓練を行う必要がある。誰もがトイレ対応訓練に参加す ることにより地域防災福祉コミュニュティの形成とその 活動の活性化が図れることとなるから、震災時にはトイ レ対応の即実践力を発揮して活動できるように努めるこ とが重要である。

1 仮設トイレの体験訓練の内容

阪神・淡路大震災においては、学校等の避難所では約2時間で既設トイレの便器が「てんこ盛り」になり使用不能となった教訓から、災害発生後避難所設置から少なくとも約2時間後までには事前に備蓄保有している仮設トイレ設備やトイレ用品・用具等を搬送・設置して、使用可能な状態にしておかなければならない。そのためには、震災時を想定したトイレ体験教育・訓練を実施して震災時の円滑な対応を図るようにすることが重要である。

(1) 仮設トイレ組立訓練等の実践

災害用仮設トイレを形態から区分すると、簡易トイレ



トイレ訓練前の説明会(足立区栗島中学校'96.11月)

(組立式トイレ、ポット型トイレ)、仮設トイレ、車載式トイレ、災害用トイレ施設(地下埋設型トイレ、既存施設転用型トイレ)等のようにいろいろな種類があるが、どれも地震災害発生時に直ちに「トイレ組立マニュアル」を読みながら組み立てるのでは対応が遅滞したり、不完全な組立てとなってかえって構造的に危険になる可能性もあるので、備蓄保有されている仮設トイレの組立訓練や解体収納、撤去等の訓練を実施する必要がある。



地下埋設型トイレの組立訓練 (足立区栗島中学校にて)

(2) 仮設トイレ設備の設置場所等の事前協議 高齢者・障害者・子ども・妊婦・女性等のような災害

弱者たちの安全かつ容易なトイレ使用に配慮して仮設トイレの設置位置、避難所との距離の実測、設置場所の安全環境条件の検討等をシュミレーションし、何らかの基準を作成して事前に協議しておくことが重要である。

(3) トイレのバリアフリー対応の理解

高齢者・障害者等災害弱者のことに配慮して、既設トイレや仮設トイレにかかるバリアフリー対応のためのトイレ設備や用具の準備や利用上の工夫を図り、平常時から対応できるように準備しておくことが重要である。

(4) 被災者数確認と仮設トイレ必要数の割出し訓練

被災者の人数確認と計算式を使用して仮設トイレ必要数の割出しを実際に行い、災害対策本部等に連絡し、他団体等の応援による仮設トイレ設備の到着までの所要時間の予測訓練を実践し、震災時のトイレ対応のあり方を具体的に考えることが重要である。

(5) 素掘りトイレづくりの実践訓練

地域の空き地に何基の"素掘りトイレ"を作ることができるかの確認をし、実際に素掘りトイレを作って衛生問題や雨季等季節変化の課題等のトイレ対応の検証をし、素掘りトイレの安全性と危険性を認識するほか、素堀りトイレの作成技術を習得して、震災時の緊急対応を図るようにすることが重要である。

― "素掘りトイレ"の工夫 ――

し尿の防臭剤及び凝固剤を各家庭等では備蓄しておく。また、畑や庭を所有する家庭では消石灰を備蓄し、素掘りトイレで対応できるようにする。この場合は消石灰をし尿に散布し、まめに覆土する等して衛生面に配慮することが必要であることを教える。

2 震災時トイレ対応方法等の学習訓練

具体的な地震災害事例に応じてそのトイレ対応方法と 必要な仮設トイレ等に関する取扱い技術を学び、災害用 トイレへの応急的な措置が実践できるようにすることが 重要である。

(1) 既設トイレの使用の可否確認と応急対応

既設トイレ施設の使用の可・否を確認し使用禁止と使用可・否のサインを貼り、臨時応急的な対応を実践するとともに、既設トイレの使用の増加が図れるように清掃等のメンテナンス訓練を実践し、震災時に容易に活動できるようにすることが重要である。

(2) 避難所内トイレ情報の変化に応じての広報活動

既設トイレ施設の使用方法、仮設トイレの設置状況、 保健所からの手洗い指導、男女のトイレの使用区分、治 安とトイレに関する注意事項等に関する必要な広報を実 施する訓練が重要である。

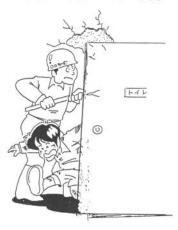
(3) 余震時の予防対策

トイレに飛散したガラスの始末、飛散防止対策、トイレから出る時の頭上の落下物の危険等についてトイレ使用訓練における実践を通して余震の怖さを体験し、危険時の対応を訓練し震災時対応のあり方を考えることが重要である。

(4) トイレのドアに挾まった場合又は閉じこめられた場合の救出

トイレのドアに挟まったり閉じこめられた場合について、その救出を図り、人命救助と共に震災時対応を考えることがトイレ安全対策上も重要である。

図1 トイレからの救出



	救出の手順	注 意 事 項
救出の手順と注意事項	○ 挟まれているところ、姿勢等を良く確認します。 ○ 状況によっては、挟まれた人の姿勢等の向きを変えることで、外れる場合があります。 ○ 挟稀ている部分の隙間を大バール等で拡げます。 ○ バール等で拡げたら、できた隙間にクサビ等を入れながら、徐々に拡げます。	● 生命の危険は比較的少ないが、意識がはっきりしているため、苦痛が伴います。 ● 無理に引っ張ると受傷部位が悪化する危険があるので注意が必要です。 ● 木製ドア等、取り付け構造が簡単なものについては、解体により救出することも考慮します。

(出典:自治省消防庁「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書」(1996年3月) p104から)

(5) 車いす用トイレの設置と介助技術の修得

車いすでも利用できるトイレの設置と介助技術の修得を図り、避難生活時の介護援助のボランティアとして活躍できるような対応が重要である。



(6) 公園や河川等での仮設トイレ清掃・組立ての実践

避難所から離れた地域の公園や河川等に設置する仮設トイレの清掃等維持管理についての体験訓練を行い、避 難所外の仮設トイレの衛生対策のあり方を考える必要がある。

(7) 災害用トイレの清潔維持管理の実践

断水による乾式トイレ清掃による災害トイレの清潔維持管理の仕方に関する実践訓練を行い、震災時における トイレ清掃の実践に役立つようにすることが重要である。

3 震災後の環境変化とトイレの応急対応

震災後のさまざまな変化要因に対応した災害トイレ訓練のシミュレーションを組み、実際の災害対応に柔軟かつ具体的に対処できるような訓練マニュアル作りと震災時応援協定等の改訂等の調整・協議資料として活用できるようにすることが重要である。

(1) 季節的な要因の変化に合わせた訓練

冬季、雨季、夏季等の地震発生を想定したモデル的な 訓練を行うとともに、寒冷地域及び温暖地域・強風等に おける特殊な要因をアセスメントして、備蓄すべき仮設 トイレやトイレ用品・用具等の必要物品を確認し、震災 時応援協定等の改訂等に関する協議・調整を図りより明 確な震災時応援協定を締結する必要がある。

(2) 昼間及び夜間等の訓練

昼間及び夜間等の訓練をモデル地区を設定し実施し、 訓練時間帯に応じて異なる災害トイレの対応の問題点を アセスメントし、地震の発生する時間帯に応じた被害状 況の想定によるトイレの対応方法を訓練することが重要 である。

(3) 休日及びウィークディの訓練

休日及びウィークデイの訓練をモデル地区を設定して 実施し、訓練日時に応じて異なるトイレの対応の問題点



トイレ防疫訓練(平成8年9月1日7都県市合同防災訓練)

をアセスメントし、地震の発生する曜日に応じて被害状況を想定した震災時トイレ訓練を行うことが重要である。

(4) 自主防災組織の役割分担に応じたトイレ支援訓練

自主防災組織の役割分担に応じた仮設トイレの搬送、 設置、清掃、収納等のほか、トイレ用水確保訓練、素堀 りトイレ訓練等を実施し、このトイレ支援訓練を通じて 判明した問題点をアセスメントしてより円滑なトイレ支 援体制を組む等、自主防災組織の実践的なトイレ支援訓 練を行うことが重要である。

4 家庭に対する震災時トイレ対応教育の普及啓発

震災時トイレ対応に関する教育訓練の機会を増やし、 トイレ対応技術等の普及・啓発を活発化して、震災時に 混乱することなくトイレ対応ができるようにすることが 重要である。

とりわけ、震災時に個人でトイレ対応ができるように 避難袋の中の防災用品を再点検し、震災後3日間ぐらい は個人による対応で持ちこたえるように家庭における防 災対応リズムを確立しておく必要がある。

しかしながら、震災時トイレ対応には学ぶべき内容が 複雑かつ専門的であり、技術的内容も多く含んでいる。 そのため行政は、トイレ対応方法に関するハンドブック (以下「震災時トイレ対応ハンドブック」という。)を作成して各家庭への啓蒙・啓発を行うことが重要である。

この震災時トイレ対応ハンドブックは阪神・淡路大震 災でのトイレ問題を教訓とした別表のような具体的内容 とポイント等を盛り込むことを提言したい。この震災時 トイレ対応ハンドブックを「家庭防災ハンドブック」と して組み込むなどして作成し、広く市民に普及・啓発す ることが重要である。

また、各市町村では「家庭防災アドバイザー制度」を 設けて、各家庭の震災対策の点検・助言等を行う中でト イレ施設の安全性や震災時のトイレ対応方法についても 助言等を行うことも検討すべきである。

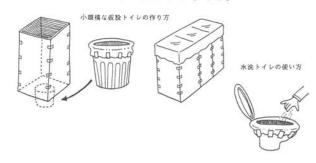
<「震災時トイレ対応ハンドブック」の特記事項>

阪神・淡路大震災のトイレ問題の発生の教訓から「震 災時トイレ対応ハンドブック」には、次の内容を明確に 盛り込むべきである。

① 震災時の心の安定と排泄問題への解消

図2 応急代用便器・おまる<例1>

バケツ及ぶ洗面器を便器やおまるとして代用 して使うのも一案である。また、市販の固まる トイレや携帯用製品などもある。



応急トイレの確保要領

<小規模な仮設トイレの作り方>

- 災害発生当初はトイレがなかなか整わないため、出来るだけ簡単に 早くセットできるものを基本に準備します。
- 囲いはベニヤ板(厚さ3ミリから5ミリ程度)を4枚使って縦に合わせます。
- ベニヤ板の縦の合わせ部分を布テープで接合します。
- 内部には、ポリバケツ等の容器を入れずミ袋を中に入れて、バケツ の縁にテープでとめます。
- 雨よけとして、透明なビニールシートを使う事によって明かりとり にもなります。
- <水洗トイレの使い方>
- 水が止まってしまい使えなくなった水洗トイレでも、上記のような ゴミ袋の使い方により活用ができます。
- ゴミ袋を2枚程度重ねて便器に入れます。この場合にも周囲を布テープ等でとめます。
- 用を足したらおがくず、砂等をかけて糞尿を覆い清潔さを保ちます。

(出典:自治省消防庁「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研 究報告書」(1996年3月) P147から)



表 「震災時トイレ対応ハンドブック」の構成と内容

具体的内容	ポイント	技術及び方法
過去の地震火災の教訓と課題	排泄対応と屎尿処理対策 トイレ防疫対策と保健所等の働き、避 難訓練と衛生教育との関係 (第1編地震等災害とトイレ問題を参 照)	住居のあり方とトイレの構造と機器の変遷 排泄物と伝染病の対応の歴史的変遷
災害時の身を守る行動 消火活動 避難所入室	命の保障 (自己対応における生命危機管理のあ り方を学ぶ)	最新救急処置技術 最新消火技術
防災用品・避難袋 非常時持ち出し袋 家庭の地震対策	予防措置の重要性 (第3編提言―トイレ対策のあり方― 第6章第4節家族機能と排泄対応、第 10章震災時トイレ対策に関する理解の 促進・第1節震災時トイレ教育・衛生 教育のあり方を参照)	具体的な個人対応の防災対策
高齢者・障害者への理解と保 護	災害弱者の対応 (第3編提言―トイレ対策のあり方― 第6章第3節高齢者とトイレを参照)	具体的な介護技術 ・おむつ交換 ・排泄用具の選択と利用方法 ・福祉機器の取り扱い方
子供と女性の保護	育児・安全性への対応 幼児とトイレ設備 (第3編提言―トイレ対策のあり方― 第6章第1節女性とトイレを参照)	具体的な保育技術 ・トイレトレーニング(おむつ交換等) 具体的な助産技術 ・陣痛と自立トイレ歩行と関係 ・出血及び破水とトイレ管理 ・トイレでの墜落分娩の危険性
コンサルテーション・リエゾ ン	排泄からもたらす心の問題のケア (第3編提言―トイレ対策のあり方― 第6章第2節乳幼児・幼児とトイレ、 第3節高齢者とトイレを参照)	カウンセリングの必要性と家族・個人でできる対応
老化現象	加齢による身体変化と排泄機能減退 (頻尿と失禁等の形態機能学を学ぶ)	セルフコントロールの重要性の理解
食事と便秘及び下痢	栄養と体力(循環器に関する形態機能 学を学ぶ) 神経性便秘と下痢等のメカニズム(便 の性状と神経との関連に関する留意事 項を学ぶ)	セルフコントロールの重要性の理解
水分制限による身体変化	脱水症状(水分摂取と腎機能について の形態機能学を学ぶ)	セルフコントロールの重要性の理解
排泄と関連する慢性疾患と薬	薬の正しい処方と服用 ・利尿剤、下剤、血圧下降剤等の排泄 関連による薬の管理等(薬理作用、 副作用、服薬方法等を学ぶ)	セルフコントロールの重要性の理解
手洗い励行	トイレ防疫対策 (手洗いの意味と消毒薬の取扱い方、 清潔及び不潔の意味を学ぶ)	看護技術(手洗い技術と消毒液の作り方等の技術) 排泄関連の汚物の取り扱い方(感染症の有無の確認)
トイレ機器管理・点検・修理	安全性の確保 (第4編トイレ対策マニュアル、第4章震災時トイレメンテナンス・マニュアルを参照) 清潔管理 排泄関連のゴミ処理 (第3編提言―トイレ対策のあり方― 第7章保健所の役割とトイレ衛生対策を参照)	修理技術 清掃溶液、用材、用具等の知識 月経血、痔核等の血液や体液付着の汚物の取り扱い方 排尿・排便後の処理に使用した汚染された汚物の取り 扱い方

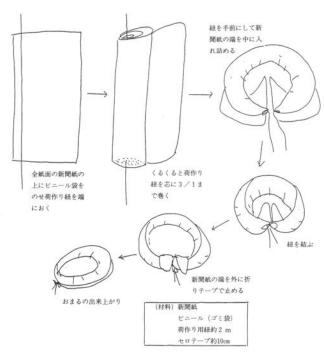
震災時の排泄のあり方は精神の問題とも関係がある。被災者の心の安定を図る視点での項目を盛り込む必要がある。

② 避難生活と健康管理

震災後の避難生活において体力の不良・不調を招かないように被災者の健康管理に関する内容をハンドブックに盛り込むべきである。

③ 要介護者に対する介護(介助)の知識 要介護者はどのような時でも「自分でトイレに行 きたい」という気持ちを持っている。要介護者に対

図3 新聞紙おまるの作り方

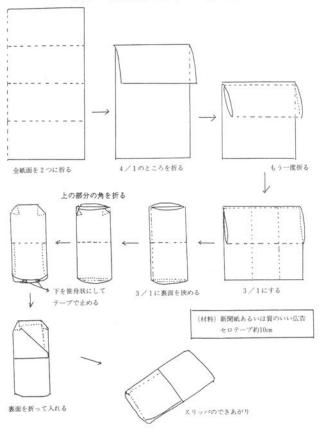


(出典:小野清美、「災害時の排泄対応」、『災害! その時あなたは』、いきいきライフ研究会、平成6年5月から)



(提供:小野清美)

図4 新聞紙スリッパの作り方



(出典:小野清美、「災害時の排泄対応」『災害!! その時あなたは』、いき いきライフ研究会、平成6年5月から)

する配慮として個人のプライバシーの保持や羞恥心への配慮をしながら、介護(介助)する必要があるり、こうした要介護者の避難生活上の介護(介助)の要領等に関する知識についてもハンドブックに盛り込むべきである(図2~4参照。)。

5 マスメディアの災害放送とトイレ情報提供訓練

震災時には、行政(広報課)は新聞社、テレビ・ラジオ局等のマスメディアへの不確実な内容情報の提供を避け、被災者へのトイレ対応に関する支援・協力に必要となるトイレ事情に関する情報の提供を迅速に行い、トイレ支援者等が活躍する上で有益な支援情報を提供することを心がけるべきである。また、行政は各所管のトイレ施設の使用可否情報等と今後のトイレ対応目標をプレスリリースにまとめて提供することにより被災者の震災パニックの沈静化とトイレ問題を明確に示すようにすることが重要であり、マスメディアに対するこうしたトイレ対応情報提供システムの運用訓練が必要となる。

(1) マスメディアへのトイレ対応情報の提供

行政は、インパクトのあるトイレ事情に関するプレス リリースを提供する訓練を行うことが重要である。この 訓練では、トイレ事情に関する情報(公共トイレ施設の 場所情報、トイレ仮設トイレの備蓄数量と保管場所に関する情報、トイレ支援ボランティアに関する情報等)を 次のようなメディアに提供する訓練を実施し、災害教育 に有効な対応を図る。

① 活字媒体の活用

新聞社、市政だより、一般広報誌等にトイレ 対応に関する文字情報を提供する平常時の訓 練。

② 電波媒体の活用

テレビ・ラジオ・有線放送・電子メール等のような種々の手段を用いて、画像と視聴覚によって適時にトイレ対応情報を提供する訓練。

(2) 防災訓練時のトイレ対応に関する報道の要請

震災時の初動期におけるトイレ対応態勢には個人の対応が不可欠であることを防災訓練時には教え、かつ、各地域にある震災時対応型の公共トイレについても場所情報、緊急取扱方法に関する情報等を報道してもらうように要請して、適宜市民に周知徹底するように努める。

(3) マスメディアと災害トイレの対処の仕方

災害時には正確なトイレ事情に関する情報を把握し、いたずらにインパクトのある報道をしないように、被災者の指標となるトイレ事情報道を行ってもらうように協力を要請することが重要である。

① マスメディアによる報道とトイレ情報の提供の仕方

マスメディアのトイレ関連情報の報道は、被災者の入手手段となるのみでなく、応援協定団体や災害ボランティア等トイレ支援者等にとっても有効な情報入手手段となるので、被災者が終結している施設避難所等からのトイレ関連情報の正確な情報収集に努め、仮設トイレの不足や配備計画等に関する正確な報道になるように努めるべきである。この際、避難所のパニック現象やトイレ不足による不安等を起こさせないような報道の仕方に徹するように協力を要請する。

② マスメディアの報道と災害弱者への対応

聴覚障害者、視覚障害者等への緊急福祉サービス の実施に併せて震災時トイレ対応に関する特別な配 慮となるようなトイレ対応情報の報道を要請する。 また、病人、ケガ人、高齢者、子ども、女性及び妊 婦等に対する災害対策本部のトイレ対応措置に関し ては正確なプレスリリースを流し、弱者への緊急対 応に協力を得るような報道となるように要請するこ

(第1章「〈提案〉 震災時のトイレ災害放送・ラジ

オ (TV) 広報マニュアル「震災時のトイレ対応編」 p224~225を参照のこと)。



被災現場からの生放送 (1994年1月17日のノースリッジ地震(アメリカ)で の現地報道風景)(提供: ㈱優光社 山村武彦)



仮設トイレ (米国製)

第3章 トイレ災害ボランティア活動 マニュアル

阪神・淡路大震災は「ボランティア元年」と評され約130万人(延べ)とも言われる多数のボランティアが阪神地域で活躍した。このボランティアを分類すると、①企業や団体所属のボランティアとして専門性の高い支援業務に従事したボランティア、②学生等個人ボランティアとして災害発生地に行き避難所等で被災者の救援活動に当たった災害ボランティアであると言われている。阪神・淡路大震災の被災者たちはこうした災害ボランティアによる震災時の諸々の対応と協力なくしては生活復興に向けての対処ができなかったといっても過言ではないであろう。

しかし、災害ボランティアを適時適材適所に配置し、有効に活用し円滑に事態の対応を図るには災害ボランティアのマネジメントがボランティアの受入れ側である避難所施設や行政機関に必要であり、災害ボランティアのコーディネーションが守られて初めてスムースに活動・活躍してもらえることを認識しておくことが重要である。

第1節 災害ボランティアの平常時の活動

震災時は即戦力、即実践の世界であり、信頼と責任が表裏一体となって活躍できるようにし、災害ボランティアの食事、排泄、寝る場所などは原則として災害ボランティアの方の負担で実施し、自給自足でボランティアに当たることが原則である。

行政は日頃から災害ボランティアの登録等による確保 を図り、必要に応じて平常時からボランティアの研修及 び震災時の支援に関する情報提供等を行っておくことが 緊急時のスムースな初動に極めて重要である。

1 災害ボランティアの確保と研修

行政は、日頃から災害ボランティアの登録を図り、その確保に努めるようにするとともに、必要に応じて震災 時の支援に関する情報の提供や防災行政に関する情報提 供等を行っておくことが重要である。

なお、災害ボランティアの研修への協力については、 平成7年10月18日付けで自治省消防庁から各都道府県消 防防災主管部長あてに通知が発せられており、この中で は消防機関や消防学校で実施協力する消防分野に係る 「災害救援ボランティア研修カリキュラム」の標準的な モデルが示されている(表参照)。

なお、この中ではトイレ支援活動に関する項目は示されていないが、「救助方法 (救護所)」の科目の中で震災時トイレ対応に関する教科項目を盛り込むようにするべきであろう。

表 災害救援ボランティア研修カリキュラム標準モデル

	科	E	内 容	時間
	総論		災害応急活動を行うため	
ĺ			の心得及び基礎知識を習	ĺ

_	得する。	
 災害の基礎知識	各種災害に関する基礎知識 ・地震のメカニズムと災害の実態 ・津波のメカニズムと災害の実態 ・台風のメカニズムと災害の実態 ・大山噴火のメカニズムと災害の実態 ・火山噴火のメカニズムと災害の実態	
消防・防災のしくみ	消防機関、消防団等の防 災機関との連携を図るため、防災組織に係る法令 等についての知識 ・国、地方公共団体の役割 ・災害等の防災体制 ・消防本部及び消防署の 役割 ・消防団の役割	講義 2 時間
我が町の防災対策 災害ボランティアに 期待される役割	我が町における具体的な 予防対策、応急対策 ・我が町の地域防災計画 ・災害危険性の把握 ・自主防災の必要性 災害時においてボランティアに期待される役割 ・ボランティアの活動分 野 ・行政とボランティアと	
No.	の連携	

・燃焼の条件 ・消火の原因 (冷却消火、 窒息消火、除去消火) ・各種消火器具の使い方 ・可搬式小型動力ポンプを使用しての消火 各種資機材を用いた救助方法等の知識・技能を習得する。 ・救助資機材の理解と使用方法 ・各種災害現場に応じた救助方法(救出法、脱出法) ・救護所の設置方法	講義技 4時間 講義技 時間
方法等の知識・技能を習得する。 ・救助資機材の理解と使用方法 ・各種災害現場に応じた救助方法(救出法、脱出法)	実技
用方法 ・各種災害現場に応じた 救助方法(救出法、脱 出法)	実技
応急手当に関する知識・ 技能を習得する。	
・応急手当の目的・必要 性等 ・観察要因 ・心肺蘇生法(成人、小 児、乳児)	講義· 実技 8時間
・傷病者管理法・外傷の手当要額・搬送法	上級物命講習相当
災害時における情報収 集・伝達に関する知識を 習得する。	
・被災現場からの把握・各防災機関からの確認・消防機関への伝達・住民への伝達	講義 1時間
住民を安全に避難させるための知識を習得する。	
・安全な避難地、避難路の見分け方・災害の状況に応じた住民の安全誘導方法	講義 1時間
	・心肺蘇生法 (成人、小児、乳児) ・止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当要額 ・搬送法 災害時における情報収集・伝達に関する知識を習得する。 ・被災現場からの把握 ・各防災機関からの確認 ・消防機関への伝達 ・住民を安全に避難させる ための知識を習得する。 ・安全な避難地、避難路 の見分け方 ・災害の状況に応じた住

(出典:平成7年10月18日付け自治省消防庁通知)

2 地域防災訓練等への参加と意識の高揚

災害ボランティアは、震災時には地域の震災支援の即 戦力となって活躍できるよう地域防災拠点の防災訓練等 に参加し、トイレ対応訓練に積極的に協力し、トイレ対 応意識の高揚を図る。



トイレ支援ボランティア団体による仮設トイレの搬入 (提供:静岡県環境整備事業協同組合 片渕弘佳)

3 災害ボランティアの事故遭遇時の対応

震災時の支援協力及び支援活動中に事故に遭遇した時 にしかるべき対応ができるように配慮する必要がある。 安心してボランティア活動に参加・専念できるように、 また、登録ボランティアとそうでない者との事故時の対 応が異なることのないように取り扱う。

4 女性の災害ボランティアの安全性

女性災害ボランティアに依頼する業務は夜間に一人で活動することは避け、安全な業務を与えるように配慮すること。また、月経期間であることを本人が申し出た場合にはそれなりに災害救援ボランティアの業務内容上で配慮する必要があることを認識しておく必要がある。

5 震災時の広報活動(配布、表示等)上の留意

ボランティアの人が広報活動に携わる場合、広報内容 の出所によってどのように取り扱うかを明確に教え、そ の実行に当たるようにする。

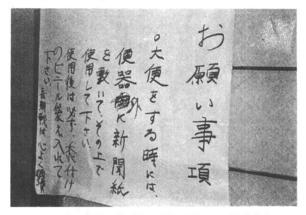
6 掲示物・放送等の広報の扱い方の注意

避難所や居宅の人に向けて種々の指示サイン・チラシ・掲示物・校内放送・地区有線放送等の広報を必要に応じて避難所単位で行うことがあるが、この際、コンタクトレンズ・眼鏡・補聴器等を持ち出せず避難してくる場合もあることを考慮して、見えやすい位置、目に付きやすい場所、危険性のない場所、聞きやすい事等の留意

事項を教え、適時適材適所に応じた対応をするように取り扱うこと。

7 避難所内広報の書き方

基本的に広報には5W(when who where what why)、 1H(how)を漏らすことなく書くことを教え、かつ、チ ラシ、掲示物、号外、指示サイン等の出所を明記するこ とも注意すること。



トイレ広報 (提供:㈱優光社 山村武彦)

第2節 災害ボランティア活動時の留意事項

震災時には予め指定された避難所でボランティア活動に当たれるようにし、そこで業務内容を伝達して直ちに活動できるようボランティアの活動環境を整えるように努めることが重要である。

1 震災時の地域コミュニティ等への支援

震災時には予め指定された地域コミュニティへの支援 や避難所への支援体制に入るが、そこでボランティアの 業務内容や活動範囲を聞いて直ちに活動できるように活 動環境を整えるように努める。

2 災害ボランティアへの業務指導(復唱)

災害ボランティアへの緊急時の業務依頼は口頭かメモ 程度の要領で即実践ということが多いので、必ず依頼し たことに間違いがないかどうかの確認をする必要があ り、依頼時には復唱させて業務実行の安全性、正確性を 期するよう努める。

また、震災時に災害ボランティアに依頼した業務は余 震などにより事態が変更していた場合でも本人のベスト と思われる方法で最後まで対応し責任をもって全うして もらうように指示する。

3 余震や事態の変化により依頼者との連絡が途絶 えた時の対処

依頼された要件を実施している途中で余震や事態の変

化により依頼者との連絡が途絶えたり、本人が事故に遭遇し対応できなった場合には、連絡が取れる状況になってから必ず報告させ連絡させる。

4 緊急対応時のプライバシーの公開と保護

震災時の安否確認等においては個人のプライバシーを 公開しなければならない場合があり、プライバシーの保 護を図ることは困難となろう。災害ボランティアの人間 性と良識ある判断にゆだねて相互の信頼関係で業務に望 んでもらう。

5 交通事故への注意

災害ボランティアは、単車や自転車に乗り情報伝達や 物資等の運搬業務を行うことがあるが、交通事故のない ように指導するとともに、事故発生時の対処についても 教えておく。

6 道路事情の悪化によるバイク・自転車等の故障 への対応

瓦礫のある道を走ることで私物の運搬車のパンクや故障等が生じた場合の対応についてはその場の状況に応じて対処し、その後十分検討すること。

7 災害ボランティアの体調不調時の申告

災害ボランティアの人が風邪等ひいたりして体調不調 になった時には遠慮なく申し出て、業務を変更したり、 休息を図るように指示する。

8 災害ボランティアの健康管理指導

トイレ清掃などでは排泄物に触れる機会が多いので、 ボランティアの体力の限度も考慮して疲労の蓄積から日 和見感染を起こさないように、健康管理にも気をつける ように指導する。

第3節 災害ボランティアのあり方

災害ボランティアにも派遣や専門職、ボランティアコーディネーター等の種々の人がいるが、それに応じて業務内容と対応が自ずと異なってくるので、適時適材適所で活躍できるように配慮することが重要である。

1 劇薬、麻薬、重要書類等の赤バイ・白バイの活用

劇薬や麻薬、重要書類等は、赤バイ隊及び白バイ隊を 活用して搬送する等紛失や無断使用や転用等を防止する ために万全の安全を図る必要がある。

2 一般と専門の各ボランティアの業務区分

トイレに関する依頼をしたい業務内容の種別をして、 一般ボランティアと専門家ボランティア等の区分を明確 化して業務の依頼をする方が望ましい。

3 長期と短期の災害ボランティアの業務区分

長期ボランティアと短期ボランティアの業務区分をしてトイレに関する業務にあたらせる方が望ましい。

4 子供ボランティアや学生災害ボランティアへの配慮

子供災害ボランティアや学生災害ボランティア等は学校の授業再開に差し支えないように、業務内容の選別を 図り実践活動をするように配慮すること。



ジュニアボランティア (提供:小野清美)

5 企業・団体ボランティアへの対応

企業や団体の性格により依頼する業務内容が異なるが、企業や団体ボランティアの場合には目的と内容も定まっているので、十分活動できるように活動環境を整える。

6 専門職業ボランティアへの対応

専門とする職業の内容に応じてボランティアの登録を してもらい、適時適在適所で活動できるように活動環境 を整える。

7 病院、福祉ボランティアとして対応

マンパワーの確保を図るために、医療職 (医師・看護職・薬剤師・検査技師等)、介護職、栄養士、歯科衛生師等に応じて救護及び介護等の災害ボランティアとして対応できるように活動環境を整える。

また、病院や福祉施設等においては、患者及び要介護 者の増加に伴う雑務担当の災害ボランティアの導入体制 を整える。

8 在宅の高齢者等への災害ボランティアの対応

在宅の高齢者・障害者の支援をして震災以前の生活を 継続できるように援助しあるいは自立生活へ向けての継 続的な在宅福祉サービスを図れるように災害ボランティ アの対応をする。

9 母子家庭等の家族への災害ボランティアの対応

震災による被害は男性より女性の方が多く家事の負担と家族の雑務に追われ心身の安静が図れない母子家庭に対しては家事援助等のボランティア対応を行うように活動環境を整える。また、夫の留守家庭を守っている母子家族同様の家族にも家事サービス支援を災害救援ボランティアで対応するよう努める。

10 避難所のボランティアへの配慮

外部からの災害ボランティアにはトイレ清掃、水運び、物資の配布など多くの雑務を依頼できるが、彼らは損壊家屋の片づけや職場迂回長距離通勤などで疲労していることも考慮して、体調不調の時は遠慮なく休養できる態勢(休養室の確保等)を整えることも重要である。また、避難生活を円滑に行なえるように積極的で自主的なボランティア活動に参加できるように対応する。

第4節 災害ボランティアによるトイレ対応

阪神・淡路大震災では災害ボランティアがトイレ清掃 を実践することが多かったが、日常生活であまり掃除を していない現代の若者にはトイレ清掃等は慣れていない ことが多いので、丁寧にトイレ清掃のやり方等を指導し てから清掃活動に入ってもらうことが重要である。

1 仮設トイレの設置や運搬

仮設トイレの設置や運搬などの業務に際しては設置場 所と設置台数、製品のタイプなどを間違えないよう丁寧 に指示する。

2 仮設トイレ設置時の事故防止

仮設トイレは機種により設置の仕方が違うのでマニュ アルを熟読し、設置時のケガや事故がないように注意す るよう指導する。重機や工具の使用に際しては十分に気 をつけるよう指示する。

3 災害ボランティア初心者のトイレ清掃

一般的なトイレ清掃は誰でもできるボランティア活動 の一つであり、かつ、こまめな清掃は防疫対策になるこ とから、災害ボランティア初心者には好ましい業務であ るから、トイレ対応の意義を説明して進んでトイレ清掃 ボランティアを実行してもらえるように活動環境を整えること。

4 トイレ清掃洗浄剤の安全確保

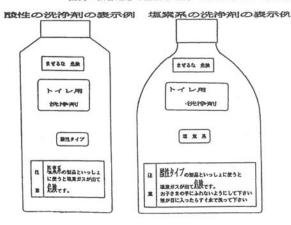
トイレ清掃に使用する家庭用溶液や溶剤は "混ぜると 危険"と書かれているものがないかどうか確認し、安全 性を確認してから清掃に当たらせるよう指導する(下図 を参照のこと)。

5 安全な消毒液の作り方

手指の消毒液つくり方などについては使用する薬液の 希釈倍数と使用薬液を間違えないように安全性に留意す るよう指導する。消毒液によるアレルギーが生じること

図 家表法に基づく『混ぜるな危険』適用商品表示例

出典:松谷剛志「生活と環境 Vol.34、No.4 (1989)」



【洗剤と洗浄剤の違い】 (家庭用品品質表示法より抜粋)

洗 斉川 例:住宅又は家具用合成洗剤 界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その 他の添加剤からなり、その主たる洗浄の作用が純 石鹸分(脂肪酸塩であって、その含有率が日本工 業規格 K 3 3 0 4 < 石鹸試験法>により求められ るものをいう) 以外の界面活性剤の界面活性作用 によるもの(洗濯用に供されるものについては、 純石鹸分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性 剤の総含有重量の30パーセントを超えるものに 限り、台所用に供されるものについては、純石鹸 分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総 含有重量の40パーセントを超えるものに限る)。 洗净 育! 例:トイレ用洗浄剤 酸、アルカリまたは酸化剤及び洗浄補助剤その 他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用がそ の酸又はアルカリの化学作用によるものをいう。 クレンザー 例:住宅または家具用のみがき剤 研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、 主として研磨の用に供せられるもの(つや出しの の用に供せられるものを除く。)

(注)通商産業省産業政策局消費経済課、「家庭用品品質表示法 法令規程集」、平成7年7月31日のものを一部修正してま とめたものである) もあるので、アレルギー体質の者は申し出るよう指導する。

6 駅、公園等の公共トイレ清掃の実施

避難所トイレは被災者の清掃で維持させるが、駅、公園、河川、道ばた等のトイレは不特定多数の者が使用し清掃、維持管理はとかく忘れがちになるので、こうした場所の清掃体制を災害救援ボランティアは担う必要もある。

7 公共トイレマップの利用

地元以外の災害救援ボランティアには実際に通行できる道を図示した詳しい地図を渡し、避難所トイレ以外の 駅、公園、河川、道ばた等のトイレ清掃の依頼をする。

8 トイレ清掃用具の取扱い方の指導

トイレ清掃用具の取扱い方が分からない者もいるので、依頼した場合には使い方の指導をする必要がある(第4編第4章参照)。

9 トイレ清掃ボランティアへの感謝の表明

他人の悪臭だらけのトイレ清掃は想像を絶するほどの 苦痛を伴う作業である。清掃作業をしてくれたボランティアの方に「ありがとうございました。」の一声をかける マナーを教育しておくべきであろう。



ナホトカ号重油流出災害でのボランティアのテント村 に設営された仮設トイレ(福井県三国町 平成9年2 月)(写真提供:白倉正子)

第4章 震災時トイレメンテナンス・マニュアル

震災時のトイレメンテナンスの方法についてはこれといって手本になるものは何もないが、今回の阪神 大震災を教訓としてトイレ対応の具体的な一つのケース等を検証しながら、具体的なメンテナンス方法等 を提案していくことにしよう。

第1節 震災時のトイレメンテナンスとは

| トイレメンテナンス・マニュアルの必要性

阪神・淡路大震災では断水し、水洗トイレを使うためプールや川、池の水をバケツリレーで運んで流したところが多くあった。また、掃除用具の不足も深刻で、トイレブラシやモップ、ゴム手袋、長ぐつ、ホースがほしいという切実な声が目立った。設置された仮設トイレも、たちまち中央に汚物が山盛りになった。交通渋滞でバキュームカーも来ないので、使えなくなるケースが続出。棒でならせばまだ使える場合が多かったが、使い方が浸透していなかったため、せっかくの仮設トイレも十分利用されなかったところもある。大勢の被災者が数少ないトイレに殺到する。こうした非常事態に対応するためのトイレメンテナンスのマニュアルづくりができていなかったことが、混乱の大きな原因だったといえる。

震災後時間が経って避難所生活にそれなりの秩序ができ始めると、避難住民が交替でトイレ掃除をするというルールができた避難所もある。

「大便の時だけ水を流す」

「水を流したらバケツに補充しておく」

「トイレットペーパーは流さずビニール袋に」といったトイレ使用のルールを壁に貼ったらこれが大いに効果を発揮したという報告もあった。混乱のなかでいかに迅速にルールをつくり、伝達するか。これもトイレメンテナンスの重要なポイントだといえよう。

2 トイレメンテナンスとは

(1) 普段のトイレメンテナンスの重要性

通常、トイレメンテナンスは、①日常清掃、②定期清掃、③特別清掃、④定期点検、⑤補修・修理の5点から成り立っている。この5点のどれが欠落してもトイレのメンテナンスは十分とはいえなくなる。

ところが、阪神大震災で避難所となったトイレは、日頃から②の定期清掃や③の特別清掃が満足に行われていなかったところが多く、それが排水管の詰まりを引き起こす原因になってしまった。つまり、便器のトラップに尿石がたまって排水管が細くなっていたところに一度に大勢の人が使うという状況が重なり問題がおきたわけ

だ。

また、学校トイレは排水管の老朽化がひどく、これも 破損の原因になったようだ。日頃から定期清掃や定期点 検がしっかり行われていれば、緊急時の使用にも耐えら れるトイレがもう少しあったのかもしれない。この経験 から、日頃のメンテナンスがいかに重要かを再認識させ られた。

(2) トイレメンテナンスへの理解

阪神・淡路大震災では仮設トイレが避難公園や校庭に設置されたが、日頃水洗トイレを使っている人にとっては、慣れない汲み取り式トイレは抵抗感が強い。「狭い」「臭い」「容量が少ない」「照明がないため夜は使えない」など、トイレの機能面での不満も多かった。また、ほとんどが和式で階段を登らなければならないので、お年寄りには使いづらいところも問題である。この仮設トイレのメンテナンスについても、これまであまり語られることがない。メンテナンスマニュアルなども皆無に近い状況である。阪神・淡路大震災の教訓により避難住民自らや災害ボランティアが行う場合を踏まえて衛生対策にも配慮したきめ細かいトイレメンテナンスを震災時の応急対策に関する知識の一つとして理解しておくべきであろう。

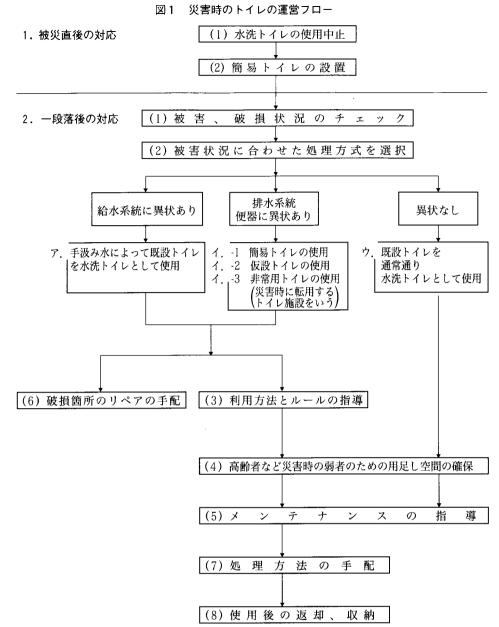
3 震災時トイレメンテナンスの具体的方法の提案

震災時のトイレメンテナンスの方法については、手本 になるものは何もない。だからこそ、今回の阪神大震災 の教訓を地方公共団体が行う今後のトイレ対応手法の検 討や体制づくりに役立てていかなければならない。

この節では、震災後のトイレの状況の調査や被災者の 声等を教訓としてトイレ対応の具体的な一つひとつのケ ース等を検証しながら、災害時のトイレメンテナンスに 関する具体的な方法等を提案していくことにしょう。

第2節 震災時の避難所トイレメンテナンス の方法

本節では、災害時のトイレメンテナンスの方法について具体的かつ詳細に説明してみたい。なお、図1において使用している符号は説明の中に引用しているので、参照していただきい。



1 被災直後の避難所のトイレ対応

地震等の災害が発生した直後から一段落するまでのトイレ対応は、阪神・淡路大震災の例のとおり行政機関も各種施設も相当に混乱している状況下における対応となる。そうした状況の中では予め決められている災害時トイレ対策担当者の指示を仰ぐ時間もないであろう。したがって、各自がまず、次の(1)に掲げる対応項目を実施し、さらに(2)に関する対応に移行する準備作業を開始することになる。

(1) 水洗トイレの使用の中止

阪神大震災の時、使用不能なトイレを使ってしまった ため、大混乱になってしまった。まず使えなくなったトイレを使用中止にすることにより、その後のルール作り 図作成:坂本菜子コンフォートスタイリング研究所 が速やかに進む。

- ① 和風大便器に蓋をする。
- ② 洋風便器は蓋を「ガムテープ」等で貼る。
- ③ 小便器は「使用中止」の貼り紙だけでは使用されてしまう可能性が大なので、小便器を段ボール紙などで覆って使えなくする。
- ④ 水洗トイレ「使用中止」のサインを標示する。
 - □まず、使えなくなったトイレを使用中止にすることによって、その後のルール作りが速やかに進む。 阪神・淡路大震災の時は、使用不能なトイレを使ったため大混乱になってしまった。

(2) 簡易トイレの設置

トイレの破損状況等のチェックが済むまでの間

の措置として

- ・水洗トイレのブースを利用して「簡易トイレ」 を設置する。
- ・さらに、トイレ用品等の用意するほか、使い 方について表示と指導を行う。
- ① 床の汚れを避けるための新聞紙を用意する。
- ② 簡易便器を設営する。
- ③ 簡易便器にビニール袋をセットする。
- ④ 「凝固剤」を用意する(臭気対策となる)。
- ⑤ トイレットペーパーや生理用ナプキン用の捨て袋かゴミ箱を用意する。

2 一段落後の対応

(1) 被害、破損状況のチェック

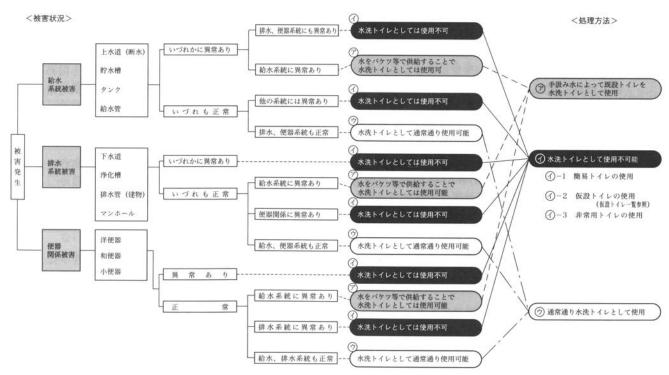
被害情報のキャッチ(地域の被害情報をキャッチすることにより、上水道や下水道の破損状況を想定)すること。

① 給水系統の破損状況をチェックする

- ・水道が断水していないか
- ・貯水槽が破損していないか
- 便器のタンク (ハイタンク、ロータンク) が 破損していないか

図2 被害状況と処理方法のフロー

[説明] 被害状況の態様によりトイレの手段(処理方法)は、下記に示す図のア)イ)ウ)に大きく分類される。



・給水管(貯水槽から、タンクから)が破損していないか

② 排水系統の破損状況をチェックする

- ・下水管被害(校庭の地割れ等)のチェック
- ・浄化槽の破損被害のチェック
- ・マンホールの破損被害のチェック
- ・排水管 (建物内部) の破損状況のチェック
- ・下水処理場が使用可能かなど、行政への被害 状況等に関する情報確認

③ 便器、器具関係の破損等のチェック

- ・便器や部品の破損チェック
- ・水栓金具・備品の破損チェック

④ トイレ対応のルールづくり

上記のチェックの後、施設の管理者は、避難所内 の便器のほか機器の使用可能、不可能の情勢判断を 行い、避難所トイレ対応に関するルール作り等を行 うこと。

(2) 被害状況に合わせた処理方法の選択

トイレ施設の被害は大きく給水系統、排水系統、便器 関係の3系統に分けられる。 図2では、これらの系統の被害状況に応じた処理方法 のフローであり、これにより緊急の処理対応を選択し判 断を行うこととなる。

(3) 利用方法とルールの指導

ア. 手汲み水によって既設トイレを水洗トイレとして 使用(図2中(ア))

図3 フロー



① 水の確保

- a. プール、雨水タンク、貯水槽、給水タンク等から水を運び出す。
 - □近くの川や池からも確保する(砂や泥が入らないように濾過する)
 - □ポンプ、長いホース、ポリバケツ、ひしゃくな どを使う。
 - □床や通路などの水こぼしは、メンテナンス上不 快な状態を引き起こすので、床に水をこぼさな いように注意する。
- b. 大きなポリバケツなどをトイレ付近に用意し、 運んできた水を貯水する。
 - □便器洗浄に使うのは小さなバケツに汲んで流 す。
- c. ポリバケツに水を貯水する当番と時間割を決める。
 - □計画的に給水しないとすぐに水がなくなってしまう。

② 使い方の指導

- A 大便器の場合
- a. 用を足した後、小さいバケツに水を汲み、勢い 良く便器に流す。
 - □ちょろちょろ流していては、水ばかり使って汚物が流れない。
 - □大便器で小便を足す場合は、2~3回使用後に 1回流す。
- b. 使用後のトイレットペーパー、生理用品は別の ビニール袋に入れるようにする。
 - □ビニール袋をブース内の壁にガムテープなどで 貼る。ビニール袋ごと捨てられる方法が簡易で 良い(見栄えはあまり良くないので、簡易な容 器や箱を用意できるとなお良い。)。
- B 小便器の場合
- a. 便器にそのまま用を足す。
- b. 小便後はバケツの水を流す(小便の量の少ない場合は1~2回使用後1回水を流すシステムを指導する)

- c. 小便器の前に新聞紙を数枚敷き、尿のこぼれに よる汚れを防ぐ。新聞紙が汚れてくれば、上から めくって捨てる(高齢者や子供がつまづかないよ うにテープなどで固定する。)。
- C 手洗い器の利用
- a. 手を洗うためには水は使用しないでウェットティッシュ、消毒液を使用する。

イ-1 簡易トイレの使用 (上下水道の復旧まで) (1-(1)、(2)に準ずる) (図1中イ-1.)

図4 フロー



- ① 既設便器の使用中止
 - □「使用中止」のサインを標示する。
 - a. 和風大便器にふたをする
 - b. 小便器は貼り紙だけでは使用されてしまう可能 性が大なので、小便器を段ボール紙などで覆って 使えなくする。
- ② 簡易トイレの設置
 - a. 床に新聞紙を数枚敷く。
 - □床汚れをさけるためで、新聞紙が汚れた場合は 上から一枚ずつめくって捨てられるようにして おく。
 - b. 簡易便器を置く。
 - c. 和風便器のブースならふたをした便器の上に簡 易便器を載せ、ビニール袋をセットする。
 - d. 洋風便器なら水を汲みだし、便器にビニール袋 を敷く。
- ③ 使い方の指導
 - a. 用足し後は凝固剤をふりかけ液体を固める。
 - □凝固剤を持ち込むことにより、臭気対策となる ので回収する時も少しは楽になる。
 - b. ビニール袋の口を数回折ってから固く結び、汚物や臭いが漏れないようにする。
 - c. 次の利用者のためにビニール袋を再びセットする。
 - d.し尿の入ったビニール袋はストック用の容器(ポリバケツなど) に集結し、できるだけ涼しい場所に置くようにする。
 - e. トイレットペーパーや生理用ナプキンは、別の 捨て袋やゴミ箱に捨てる。
 - □ビニール袋をブース内の壁にガムテープなどで 貼る。ビニール袋ごと捨てられる方法が簡易で 良い (見栄えはあまり良くないので簡易な容器 や箱を用意できるとなお良い)。
 - ④男女比の調整

- a. 既設のブースを利用しての方法なので、当然男 子用の数が不足する。
- b. 仮設トイレで不足分を補うか、女子トイレを時間差で使いわけるなど比率の調整が必要になる。 臨機応変に対応する。
- c. 仮設トイレへに誘導など利用可能なトイレへの サインを出す。
- ⑤ 手洗いの指導
 - a. ウェットティッシュ、消毒液を使用する。

イ-2 仮設トイレの使用 (図1中 イ-2.)

図5 フロー



- ① 設置場所の選定のポイント
 - a.バキュームカーが使用しやすい場所かどうか(汲み取り式の場合)
 - b. 電源、水栓が確保できる場所かどうか (電源、 水が必要な場合)
 - c. 排水できる場所かどうか (排水が必要な場合)
 - d. 手洗いやメンテナンスに使用する水の運搬に便 利な場所かどうか
 - e. 避難生活者にとって使用勝手の良い位置かどうか
 - f. 子供、老人、女性が夜間、又は雨の日、寒い冬 に使いやすい場所か
 - g. メンテナンス時の水の排水のための側溝がある か又は穴が掘れるか
 - f. 仮設トイレを安定できるか
- ② 使い方の指導
 - a. 汲取式トイレの場合
 - □使用前にバケツ4~5杯の水が調達できれば予め便槽に入れておく。(水が張ってあれば汲み取り時も吸引しやすく、便がピラミッド状になるのを防ぐ)
 - □仮設トイレの数が足りている場合は大小便とも 使用する。(大便だけだと、汲み取りがしにくく、 ピラミッド状になりやすいので何回も便を均さ なければならない)
 - □仮設トイレの数が足りない場合は大便のみの使 用に使う。
 - □ (男性の場合) 便がピラミッド状になりやすい のでこまめに便を棒などで均す。
 - □汲取り量を減らすためにペーパー、生理用品は 便槽に投入せずに、ビニール袋などに回収する。
 - □ビニール袋をブース内の壁にガムテープなどで

貼る。ビニール袋ごと捨てられる方法が簡易で 良い(見栄えはあまり良くないので、簡易な容 器や箱を用意できるとなお良い)

- □下着、使い捨てカイロは便槽の中に捨てたり、 落とさないように注意する。
 - (注) 阪神大震災の時は身づくろいの際にカイロ を便槽に落とすケースが多く、汲み取り作業 が大変困った。
- b. その他の方式の場合
- □個々の仮設トイレの使用説明書に従う。

イー3 非常用トイレの使用 (図1中イー3.) 図6 フロー

① 災害時に転用するように予定されているトイレ施 設の準備

(例)

- a. 貯水槽兼便槽型トイレ
- b. 汚水管兼便槽型トイレ
- c. 地中埋込型トイレ
- d. トイレ床下ピット兼便槽型トイレ
- ② 利用方法の指導のポイント それぞれの機種のやり方に従う
- ウ. 既設トイレを通常通り水洗トイレとして利用(図 1中ウ)

既設トイレを通常通り使用できる場合も、避難者 が多い場合は仮設トイレでの補足が必要である。

上下水道が健全であれば、水洗式の仮設トイレの 設置が可能である(但し、給排水が可能な場所に設 置しなければならない)。

(4) サインの表示

- ① 仮設トイレの数に余裕があれば男女別に使い分け し、サインを表示する。
 - □70~100人に1基あれば、混乱はおさまる。
 - □避難者の男女比率を読み取り、仮設トイレの割 当てを決める。
- ② 老人、子供、身体の不自由な人、ケガをした人が 優先に使えるようにサインを標示する。
- ③ 使い方や、注意点、ルールなどのサインを表示する。

- (サインの例) -

- ・トイレットペーパーは便器に捨てないで下さい
- ・ペーパー、生理用品はゴミ袋(箱)に捨てて

下さい

- ・生理用品は紙に包んで捨てて下さい
- ・便器回りを汚した場合は、ペーパーかウェットクリーナー、ヘラ棒、ブラシで汚れを取りましょう
- ・身体の不自由な方、老人、子供さんの優先ト イレです。
- ・カイロや下着などを便器に捨てないようにしてください(汲取りの時、詰まって吸い取れないので困ります。)

d. 手洗いの指導のポイント

- ・ウェットティッシュや消毒液等を使用する。
- ・水が調達できる場合、バケツなどを受けて洗 う (仮設トイレの周囲が水でびしょびしょに ならないようにする)。
- ・水や消毒液は雨にさらされないようにし、冬 場は凍結防止にケースや箱で囲っておく。
 - (注) 阪神大震災の時は夜間の凍結を防ぐために段ボールで囲っていた

(5) 高齢者等災害弱者のための用足し空間の確保 ア. 用足し空間の確保

- ① 寝たきりの弱者のためには、おむつを取り替える行為を配慮した空間を確保する。
- ② 動けるがトイレまで移動ができない弱者のために、生活スペースから近い場所にポータブルトイレの置場所を確保し、周囲からの視線が遮られるように囲いなど施す。

イ、利用方法の指導

- ① ポータブルトイレまたは簡易便器を置く場所に 新聞紙などを敷いておき、汚れたら随時取り替え る。
- ② ポータブルトイレの汚物の受け皿部分にビニールを敷いたあと、新聞紙などを敷く。
- ③ 小便もあるので枚数を重ねて敷き、染みこませるようにする。
 - □ビニール袋に凝固剤があれば、その方が理想的である。
- ④ 便座部分にもビニールや新聞紙が覆いかぶさる ようにセットしておけば、便座が汚れる心配が無 いので、衛生的に利用できる。
- ⑤ 使用後はビニール袋の口を数回折ってから固く 結び、汚物や臭いが漏れないようにする。
- ⑥ 汚物を受け皿に残したまま放置しないようにする。臭いが発生し、衛生上も良くない。
- ⑦ ポータブルトイレの本体、受け皿は1日に1回

消毒液を染みこませた布、ティッシュで拭くこと。 □拭き終わった後の布やティッシュも汚物と一緒 に捨てること。

⑧ 汚物の入った袋は、密閉できる大型の容器などに一括してストックできると良い。

□備蓄時の容器を災害時は汚物入ストック容器と して活用する方法もある。

3 メンテナンスの指導

(1) 清掃道具

災害時のトイレメンテナンスは水が充分使えないこと や、仮設トイレの使用などによる通常のメンテナンス方 法とは、異なるため道具も予め準備をする必要がある(次 表「清掃用具の例」参照)。

(2) メンテナンス方法

イ、既設トイレのメンテナンス

図7 フロー

田常清掃(水が使えない場合)メンテナンス 2 水の復旧時の点検水の復旧時の清掃

① 水が使えない場合の日常清掃

a. 大便器

- ・使用した後、汚れた部分があれば取敢えず紙で 拭く。
 - □個人個人できれいに使うように指導するほか、ポスターを貼る。
- ・紙で拭いても取れない場合はトイレ用ブラシで 付着物を小量の水で洗う。
- □各個人が行うように指導する
- ・便器の内側など汚れの付きやすい所を良くブラッシングする。
- ・便器回りをトイレ用のウェットペーパーで拭く。

b. 小便器

- ・便器のまわり、リムの内側に尿が付着したまま にならないように洗剤を用いてブラッシングす る。少量の水で丁寧に流す。
- ・トラップは外して洗剤を付けて、内側までブラ シでよく洗い、水で流す。
- □水の不足時は手を洗った後の水などを利用する。

c. 手洗い器

- ・洗面器回りはウェットティッシュやペーパーを 水で濡らし、洗剤を少々用いて拭く。
- □洗剤が残っている場合は再度ペーパーで拭く。
- ・手の消毒剤やうがい薬、コップなどが洗面まわりに必要になるので、置場所を決める。
- □サイン標示などで皆に分かるようにする

表 清掃用具の例1)

	N. Committee of the com	衣 / 清掃用具の例が
a	Aug A. A. A.	ウェットペーパー・・・ 便器まわりの汚れ(固くなる前の汚物など)や泥を拭き取るのに 便利。 洋式便器なら便座の拭き掃除などにも使える。 ・その他壁面や扉、ドアノブ、棚などの拭き掃除にも使える。
b	}	ほうき・乾いた泥などを掃きだすには使える。 ・避難生活が長くなった場合、クモの巣などを払うのにも利用できる。
С		火ばさみ・はさめるものは火ばさみを使って回収する。
d		ゴミ袋・汚物の回収、使用済みのペーパーや生理用品の回収、予備用トイレットペーパーや生理用品の入れものとして利用できる。
e		消臭剤・スプレー式のもので一時しのぎ適に使うもの、便槽に入れて長時間効果を持続させるものなど各種用意できると良い。
f		マット・泥を落とすためのマットや履物の裏を消毒するものが必要。 ・消毒用のマットは使い捨て紙おむつなどに消毒液をしみこませたものでも代用できる。
g		清掃道具収納容器・清掃道具を衛生的に収納できる容器が必要である。 特に水が使えない期間は汚物が付着したまま置いておくことにな るので、あちこちに散らばったり、倒れたりしないように整頓で きる収納容器が必要になる。
h		ゴム手袋・衛生上、作業をするときはゴム手袋の着用が必要。さらに作業後は消毒液 などで手を洗うようにする。 ・伝染病が発生する可能性も考えられるので、作業の衛生性には注意する。
i	A	消毒液・清掃作業後便器まわり、壁、扉、ドアノブ、棚など消毒液で拭きあげる。
j		便槽均し棒・汲み取り式仮設トイレの便槽にピラミッド状に溜った便を均すために用いる棒。均しやすいように先がT字型になっていると使いやすい。 ・使った後収納するための容器もセットで備蓄できると衛生的で良い。
k		へラ棒・棒の先にヘラ(料理用のゴムベラのようなもの)が付いたもの。 ・仮設便器の内側や縁に付いた汚物をこそぎ落とすのに便利である。水が使えない時は汚物も固まって取れにくくなっているのでペーパーで拭くだけでは取れにくいため、こそぎ落とせる道具が必要になる。
1		十の手・被災直後、混乱してトイレが汚物であふれた場合など、汚物をすくってゴミ袋などに回収するのに利用する。 (ある程度水が使える場合はさらに下記の道具も活躍する)
m	(S	棒ブラシ・水が使えるようになれば、ブラシ類が活躍する。 ・便器の中、周辺もブラッシングすればだいたいの汚れは除去できる。
n		デッキブラシ・デッキブラシは既設トイレの床や仮設トイレの設置場所周辺など広い 部分の洗浄に向いている。仮設トイレがアスファルトや舗装ブロック などの上に設置されている場合は水を撒いた後デッキブラシでブラッ シングする。
0		洗剤・主に便器の内部の洗浄に使用する。 ・洗剤を用いずに汚れが落ちれば特に使用する必要は無い。
p		ホース・水を撒くのに便利である。水栓が遠く離れていることが多いので、できるだけ長いものが必要となる。
q	9	バケツ・水栓が近場に無く汲んで来なくてはならない時や、プールの水などを代用する場合には便利。
r		じょうろ・ホースが使えない場合は、効率良く水を撒くことができるので使用水量を 節約できる。 ・必要以上に水を汲みに行かなくて済む。
s	•	モップ、雑巾・水を使った清掃の後は、必ず拭き取りが必要。便器のまわりは特にて いねいに拭く。
t		ドライワイパー・仮設トイレの周辺や既設トイレの床面を水洗いした場合に、ドライワイパーで水切りを行う。
u	0	ラバーカップ・水洗便器が詰まったときに用いる。
1000		

d. 床

- ・床に新聞紙や段ボールなどを敷き、汚れたら取り替えるシステムを取る。
- □こうすれば床の直接汚れが減るため、比較的 トイレをきれいに保つことができる。
- ・便器回りの床に敷いた新聞紙も汚れていたら取り替える。
- ・消毒用足拭きウェットマットをトイレの出入口に
 - □バスタオル、台所用マット、長手の紙おむつ などに消毒液を含ませ、トイレの使用後に靴 の裏を拭く。
 - □泥除けになり、トイレの中が清潔に保て、トイレ汚れの消毒になる。

e. ゴミ

- ・使用後のトイレットペーパー、生理用品の回収 用ビニール袋が一杯になっていたら所定のストック場所に運ぶ。
- ・ビニール袋の始末のためのガムテープや臭気対 策の薬剤なども用意する。
- ・汚物をゴミとして処理する場合のゴミの始末に は、関係所管との連絡を取り、処理をしやすく 集結しやすい方法を検討する。
- f. トイレ用品の確保と整理整頓 (トイレットペーパー、ダストボックス、ブラシ…)
 - ・トイレットペーパーの確保とトイレットペーパ ーの段ボール箱(100個入り)の置場の確保
 - ・大勢の人が使用するため、トイレットペーパー の予備をブース内にセットしておく。
 - ・生理用品、おむつの確保
 - ・トイレブラシは消毒液に付けておく。使用後は よく水きりをして、消毒液につけておく。
- g. 鏡、窓、棚、棧の清掃
- h. 鏡、窓はガラスクリーナーでよく拭く。
- i. 棚、ホルダー、手すりを拭く。
- j. ドアノブ、ドアなどを拭く。

花を活ける。やさしい伝言

- □避難所生活が少し落ち着いて来れば、花瓶 に花を活けたり、やさしい伝言で生活者の 心痛をやわらげる。
- □トイレは一人になる場所だから、少しの心 づかいが大きな助けになる。

② 水の復旧時の点検

トイレに水が流せないという、困難なトイレ使用 状態やトイレメンテナンス状態から、水が復旧して 皆が水洗トイレを利用した時に第二の汚物災害がお こる場合が多い。



これまで少量の水で、トイレを使用していたため、 汚物が汚水管の中で凝縮しているので、あちこちで 詰まっている。そこに一気に大量の水が流されるた め、下水管やマンホールの汚水が逆流したり、破損 した下水管や枝管からの漏水が始まり、汚物が流れ 出したりする。

そのため、使用可能な水道も再度閉鎖せざるを得ない状況が多々起こる。このような事態を防ぐためにも、下水管の点検がまず第一に大切なことである。その意味を踏まえて様々な機器の補修、点検作業と特別清掃(プロフェッショナル)と定期清掃に値する作業を行うことが重要なポイントである。

ーチェックポイント―

- a. 避難所内の上下階の排水の流れのチェック。一 気に水が流れた場合、逆流、漏水がないかを確認 する。
- b. マンホールの流れのチェック。
 - □流れの悪い場合、高圧洗浄チェック
- c. 避難所の校庭内の枝管の破損や漏水のチェック
 - □学校内の下水管の破損が非常に多かったため、 今後は日頃の下水管の定期点検(監視カメラ等) も必要
- d. 各機器の流水チェック

図8 水復旧時のトイレ清掃の例



ユニホームは作業能率のよいもの を選んで下さい。



・トイレ清掃には衛生上ゴム手袋を 着用して下さい。



・便器は棒ブラシやスポンジでよく 洗いましょう。トイレをきれいに 保つポイントにもなります。



汚れをその日の内に取り除くことが、最善です。



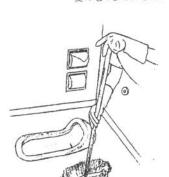
・便座は専用洗剤で吹きかけ、タオ ルなどでよく拭き取りましょう。



・大便器の汚れは棒タワシですぐ落 としましょう。



- スポンジに洗剤を用い洗います。
- ・髪の毛のよごれも汚さを感じます。



- ・掃き掃除後、モップで水拭きを行います。汚れのはなはだしい時には洗剤拭きの後、水拭き仕上げをします。
- ・大、小便器のまわりの尿のこばれは悪臭のもと(原因)です。汚れを見つけたら、モップですぐ拭きましょう。



洗面まわりの水や石けんのとびちりは、イメージダウンにつながります。



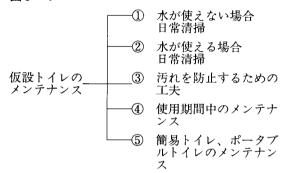
・床の水やドロ汚れはトイレのイメージを悪くしますので汚れを見つけたら、すぐ拭きましょう。特に雨の日は気をつけましょう。

③ 水復旧時の清掃

- a. 床のゴミ、新聞紙を取り除き、床掃き掃除をする。
- b. トイレ全体及びブース内床排水口のふたをドライバーなどで開ける
- c. ホースで水を撒き、水洗い清掃を行う。 洗剤を用いて、ブース内や入り角、汚れのひど いところをデッキブラシでブラッシングする。
- d. 何度もよく洗浄水を洗い流し、その後ドライワ イパーかデッキブラシで排水口や、和風便器に流 し込む。
- e. おおよそ水が切れたら、モップでよく拭きとる。 f. 便器を雑巾でよく拭き、仕上げる。
- g. ガラス、鏡、照明器具、ペーパーホルダー等の 備品も洗剤拭きし、きれいに仕上げる。

ウ. 仮設トイレのメンテナンス

図9 フロー



① 水が使えない場合の日常清掃

a. 水道が復旧していないときは、清掃用の水を確保することが困難なので便器を汚したらすぐにペーパーで拭き取るように利用者間で心がけるように啓蒙する。

□ウェットクリーナーなどが手に入れば拭き取り に便利である。

- b. 棒の先にへラ (料理用のヘラのようなもの) が 付いた道具があれば、便器の内側に付いた便もこ そぎ落としやすいだろう。ヘラを使った後は先を ペーパーなどで拭き取る。
- c. 水が使えない期間の清掃は拭き取り作業が精一杯であるので、仮設トイレの床の形状もあまり凹凸があっては拭き取りにくい。そのため仮設トイレの開発時にその点の配慮もお願いしたい。
- d. 清掃担当者は常に便槽の状態を把握しておく。
- e. 汲取り式の仮設トイレではさらに効率良くし尿 を溜めるための作業が必要である。
 - □便槽の中でピラミッド型に盛り上がった汚物を ならし棒で均す。
 - □均し棒は仮設トイレの設置時に付帯して配給することが望ましいが、配給がなかった場合は適

当な棒切れでも良い。

- □便器の真下は便が一番高く積もるので均し棒で それを崩して周辺部へと均す。
- f.へラ棒や均し棒は汚れを紙で拭き取るなどして、 ビニール袋などに入れて保管する。
 - □均し棒とヘラ棒の収納容器が準備でき、消毒液 で消毒できると衛生的である。
- g. 数回繰返し、便槽に2/3程度溜ったら、汲み取りの手配をする。
- h. 拭き取りに使ったペーパーなどは汚物入れのビニール袋に一緒に入れ、口を閉じて、ストック場所に持っていく。
- i. トイレットペーパーが切れていたら補充し、予備のロールも確保しておく。
- j. 予備のトイレットペーパー、ゴミ袋、消臭剤、 掃除道具の生理整頓をする。
- ② 水が使える場合の日常清掃
 - a. 水が使えるようになれば、ホースやバケツで水を撒き、ブラシで洗浄することが可能であり、清掃効果は抜群に良くなる。但し汲み取り式の仮設トイレの場合は便槽の中に清掃の水が大量に入らないように注意しなくてはならない。
 - b. 便器の周囲を水で流し、ブラッシングで汚れを 落とす。
 - c. 水分が残らないようにモップで丁寧に拭きあげる。水分が残っていると外からの土で便器のまわりがドロドロなってしまう。
 - d. 拭き取りに使ったペーパーなどは汚物入れのビニール袋に一緒に入れ、口を閉じて、ストック場所に持っていく。
 - e. 小便器の汚れは足元の(おこぼし)尿の汚れであるので、使用時にこぼさないように注意を促す。
 - f. 小便器は1日1~2回は水洗いブラッシングする。尿石が溜らないようによくメンテナンスする。
 - g. トイレットペーパーが切れていたら補充し、予備のロールも確保しておく。
 - h. 簡易水洗式の仮設トイレは定期的にタンクに水 及び薬剤を補充する。
 - i. 手洗いに水を用いる場合は水の確保をする。
- ③ 汚れを防止するための工夫
 - a. 仮設トイレの前にマットなどを敷き、トイレの中に泥が入らないようにする。また、トイレから避難生活スペースに汚れを運ばないために使用後マットで足を拭うようにする。
 - □マットは消毒液を染みこませたおむつ、タオルなどでも代用できる。
 - b. 便器の周囲に新聞紙などを敷いておき、汚れた ら取り替えるようにする。
- ④ 使用期間中の点検

- a. 設置面にしっかり固定されているか(使用時に 揺れないか、傾かないか)
- b. ドアの開閉及びカギは正常か
- c. ビスやボルト、部品が外れていないか(テント の場合、しっかり張られているか)
- d. トイレットペーパー、ゴミ箱、汚物入れがセットされているか
- e. メンテナンス用具がセットされているかのチェック (別項参照)
- ⑤ 簡易トイレ、ポータブルトイレのメンテナンス
 - a. ポータブルトイレの本体、受け皿は1日に1回 消毒液を染みこませた布、ティッシュで拭くこと。 拭き終わった後の布やティッシュも汚物と一緒に 捨てること。
 - b. 設置場所のメンテナンスは 既設トイレのメンテナンスを参照のこと。

(3) 破損箇所のリペアの手配

各点検チェックの後は悪い箇所については至 急補修を行う。専門業者への連絡や部品の取り 寄せること。

- ■予め、補修、修理業者のリストや連絡先(被災地 域外から取り寄せられるように広範囲の業者リス ト)を明記しておく。
- ■避難所の使用器具リストを作成し、部品名も記入しておき、事前にコンタクトも取っておく。(これは災害時のみならず、老朽化した場合にも役に立つ。)

(4) 処理の手配

トイレの汚物の処理方法は、各自治体によって異るため、ここでは特に明記せず項目出しに留めるが、阪神大震災において最終的に最も重要な問題でもあったので、関係団体におかれては、予め検討しておく必要がある。

ア、バキュームカーによる回収の場合

- a. バキュームカーの手配(予め連絡先は関係機関 と話し合っておく)
- b. 使用状況によって、回収日程計画を立てる。
- c. 処理場まで行かなくても排出可能な下水マンホールを確認し、関係機関と連絡を取っておく。
- d. トイレットペーパー、おむつの汚物など回収連絡先もチェックしておく。

イ、ゴミとして処理する場合

a. 回収車の手配(予め連絡先は関係機関と話し合

っておく)

- b. 普通ゴミと分別回収か無分別かの確認
- c. 汚物をゴミとして処理する場合の手配
- d. トイレットペーパー、おむつの汚物などの回収 も手配しておく。

ウ. 肥料として処理、自然界へ戻す場合

- a. 穴を掘って埋める(穴の場所を予め、検討しておく)
- b. 花壇などに撒く

エ、専門業者による回収の場合

仮設トイレの機種によっては専門業者が汚物の回 収に来る場合もあるが、災害時での対応が可能かど うかも含めて予め打合せが必要

- a. 専門業者へ連絡(予め連絡先は確認しておく)
- b. 場合によってはゴミとして処理する。

4. 避難生活解除後の後始末

(1) 既設トイレ

図10 フロー

既設トイレの 災害後の後始末 一イ. 備品後の復元

ア. 特別清掃、点検

- a. 床洗浄にはポリッシャーなどの機材を導入し、 念入りに清掃
- b. 便器類の尿石、水垢、黄ばみ汚れの除去
- c. 便器、水洗金具等の使い勝手の点検、補修
- d. 給水、バルブ点検を調整
- e. 排水管の点検と補修
- イ. 備品等の復元
 - ■元通りに備品等をセットする
 - a. トイレットペーパーの補充
 - b. 汚物入れの復活
 - f. 清掃道具の点検と不足品の追加、整頓
 - g. 備品の確認と整理

(2) 仮設トイレ

図11 フロー



ア. 仮設トイレの返却

- a. 汲み取り式の場合は便槽の中のし尿を残らず汲み取る
- b. 業者、または関係所管部課に連絡し、撤去の要請を行う

- c. 洗浄して返却する場合は下記の手順を行う
 - 一洗浄・返却の手順---
 - ・床面の水洗いブラッシング清掃、洗剤を用いて、汚物、泥、汚れを丁寧に洗いおとす。
 - ・大、小、手洗い等も汚れはすべてブラッシングし洗浄する。
 - ・壁面、棚等水洗浄がOKな場所はホースと ブラシで洗浄する。
 - ・洗浄後はモップやスクイジーで水気を取り、乾かす。
 - ・便槽内部を高圧洗浄する。(業者が行う場合がほとんど)
 - ・その後又バキュームで吸引するか、下水へ 流す。これをくり返すことにより便槽の中 を洗浄する。
 - ・外壁やトップライトも高圧洗浄やブラッシング洗浄する。
 - ・洗浄後は速やかに返却、この状態で野ざら しが続くと又きたなくなってしまう。

イ. 備蓄庫への保管

- a. 簡易便器などは洗浄した後、消毒液で拭きあげ、 再び備蓄する
- b. 組立て式災害用トイレ等は洗浄した後に再び備 蓄する
 - ・アーCにほぼ同じ
 - ・便槽は廃棄する(新便槽に取り替える。)。
 - ・外壁テントなどブラッシング洗浄する。
- c. 均し棒やブラシ等の備品も今後も備蓄するならば、高圧洗浄等で極力汚れを落す。
- d. 洗浄後は備蓄庫に速やかに保管する。この状態 で野ざらしが続くと又きたなくなってしまう。
- e. 清掃用具、ペーパー、消毒液、洗剤等も所定の 場に保管する。
- f. 組立て式災害用トイレなどの場合は、部品等が なくならないようきっちり整頓すること。

ウ. 廃棄処分

- a. 組立て式災害用トイレの便槽部分などは内部を 軽く洗浄し(洗浄水は下水マンホールなどへ投 入)、ゴミとして処分する。
- b. その他のものでゴミとして処分する場合も、付着した汚物などは落としておく。
- c. 焼却炉がある場合は、焼却処分にすることも考えられる。
 - ※ 阪神大震災の教訓としては、尿石除去や、 配管清掃がよく行われているトイレは避難 所になったときも、比較的に少量の水でも

よく流れ、スムーズに使用できた。

一方、日常の手入れが行き届いていないトイレは流れが悪く、一度に2千人~3千人の使用には耐えられなかったケースが多い。ボランティア調査に入った折、専門家と尿石除去清掃を行ったが、除去できたトイレは大変流れが良くなった。

今後は、学校のトイレにおいても、定期清 掃、特別清掃の作業を導入するべきである。

(参考) ビルのトイレ設備システムの心得

(1) 高層マンション等のトイレ設備の故障と被害状況

ここではメンテナンスシステムを考えるにあたり、阪神大 震災でビルや高層マンションの給排水設備の破損状況を記し てみる。これらの補修、修理を行うにあたっては、製品メーカ 一や建築施工会社との連携が必要であるが、やや専門的なこ とを把握しておくことも管理する上では必要なことと思われ るので参照されたいと思う²⁾。

ア. 給水設備

- ① FRP 水槽は天板の破損、組立ボルトのゆるみ、パッキンずれが多発。
- ② FRP 水槽の傾き、連通管、注水管、出水管、排水管 の破損。
- ③ FRP 水槽本体が基礎ごと傾く。オーバーフローの内 部管、仕切板の破損、アンカーボルトの破断。
- ④ FRP 高架水槽は、スロッシングによる衝撃力でマンホール、天板側板の破損、水槽の位置ずれが大。
- ⑤ 重心点の高いもの、高架台のものは、基礎、アンカー ボルト架台について応力計算が必要。

イ. ポンプ

- ① ポンプ類のアンカーボルトのすっぽ抜け、漏水、タイマー異常。
- ② 揚水ポンプに空転防止機能がないため、ポンプ本体 を焼損が多くみられた。
- ③ 揚水ポンプ、加圧給水ポンプには非常用電源(自家発電、エンジン付)を建物用途によって必要。
- ④ 最下階、地下に設置されたポンプ類は被害例が少ない。

ウ、機器類(トイレとその周辺)

- ① 和洋風大便器、洗面器類のひび割れ。
- ② 和風大便器はコンクリートスラブ埋設のため建物の 振動を直接受け、ひび割れ破損の被害が多い。
- ③ 洗面器は壁に固定してあるものは、建物の振動を直接受け、ひび割れ、破損の被害が多い。カウンター式洗面化粧台には、比較的被害が少ない。
- ④ ロータンクの破損及び蓋の落下。(置いてあるだけなので当然である。)

- ⑤ 衛生器具の付属金物類の破損、水栓金物の破損も見られる。
- ⑥ 排水トラップの破損
- ⑦ 小便器センサーの感知不良、壁のクラックにより断線
- ⑧ 衛生器具廻りの各種配管の破損。
- ⑨ 家具等の転倒による水栓類の破損
- (1) ユニットバスの被害事例は衝撃力での移動による破損、移動による配管接続箇所の破損が多くみられた。支持、固定については事前に耐震に充分注意が必要である。
- ① バランス形風呂の破損

工. 屋内配管

- ① 給排水管及び継手部分の破断及び破損(鋼管、ビニー ル管、銅管共)
- ② 上記の被害は経年劣化による影響が大きい。
- ③ フレキシブルジョイント自体の破損
- ④ 建物内部の雨水排水管の破損により屋上での水槽、 配管の漏水が室内に流れて水損を生じた。
- *塩ビ系の破損が目立ったが、ポリエチレン系は比較的 強かった。

オ. 浄化槽、プール

- ① 浄化槽本体の変形による破損 (FRP 制)
- ② 浄化槽破損による流入管、放流管の破損
- ③ 両化槽上部のコンクリートスラブの破損
- ④ 浄化槽本体 (FRP製) が土中埋設されている時の汚水のスロッシング現象による衝撃力も含め、耐震性を高めたい。
- ⑤ 排水処理槽の沈下とそれに伴う配管の破損と漏水も 発生
- ⑥ 既製品プールの(鋼板製、FRP製)の破損と漏水が 発生。プールは非常時に貴重な水源となるので、耐震性 を高めたい。

(2) 既設トイレの修理、修繕対策

- ① 建物の正確な竣工図を保管しておくこと。(阪神大震災において図面内容が不正確な為、特に埋設配管の調査、復旧が困難をきわめた。)
- ② 施工会社等との連携
- ③ 機器等の品番リストアップ、メーカーと連絡
- ④ 衛生機器等簡単な修理は一般の人でも可能

(参考文献)

- 1) 本表は、坂本菜子コンフォートスタイリング研究所 が作成したものである。
- 2) 本項は、「建築設備懇話会」(大阪)の資料に坂本菜 子コンフォートスタイリング研究所が加筆したもの である。



殺菌スプレー (提供:神戸国際トイレットピアの会)



排水管清掃 (提供:同上)

第5章 避難所トイレ安全管理マニュアル

震災時にも当然トイレは使われるが、避難所のトイレは水洗トイレである。水洗トイレはライフラインが被災されているかどうか不明の時は汚物が流せないので、現実には使ってはいけない。ところが、阪神・淡路大震災においては避難所には被災者が一気に押し掛けてきて、使用の有無を確認しないまま使ったために、数時間でてんこ盛りになってトイレは麻痺してしまった。この教訓から、避難所トイレ安全管理マニュアルを作成していつでも活用できるようにしておくべきである。

本章では、震災直後からその後の数週間において避難所のトイレの安全管理運営について避難所管理者が守るべき個別具体の留意事項について提言する。

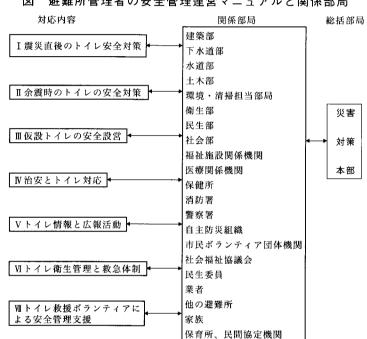


図 避難所管理者の安全管理運営マニュアルと関係部局

第1節 震災直後のトイレ安全対策

地区の人口や寒冷地域及び温帯地域といっ地域性や気候等環境要因によってもトイレ対応は異なるが、各地域の実情に応じた対処により、誰もが、安全に排泄できてトイレを円滑に使用できるようなトイレ対策を実施することが重要である。

1 排泄場所の保障

阪神・淡路大震災の教訓では2時間後には、トイレは「てんこ盛り」となったので少なくとも2時間までに排泄場所の確保とトイレの安全対策を実施し、正常なトイレスペースの保持に努めることは重要である。

(1) 緊急時トイレ対応

人の膀胱充満は150mlぐらいで尿意をもよおし、この時間は約3~4時間ぐらいだと言われ、少しの時間は我慢できるが、少なくとも6~8時間までには排泄するように努めなければならないことを念頭において、震災時のトイレ対応を実施していくことが重要である。

① トイレの危険性の有無の確認

トイレのドア破損、窓がラス及び照明器具などの 飛散、天井の崩れ、段差など点検し、危険の恐れの 有無を確認して使用に当たる。

② トイレのドアに挟まれた人及びブース内に閉じこ められた人の有無の確認

トイレのドアに挾まれた人及びブース内に閉じこめられた人の有無の確認を行い、適宜救急の度合いに応じて救出体制の手配をする。(第2章「震災時のトイレ教育訓練マニュアル」を参照)

③ 水洗トイレの使用の有無の確認 震災直後からトイレが必要となるが、水洗トイレ の使用の有無を直ぐ確認すること。さらに、使用の 有無のサインを表示する。

④ トイレ管理体制

断水に伴う使用不可の場合には適宜各避難所に応 じて排泄方法、処理、清掃などの管理体制を整え混 乱を避ける。

⑤ 自治体組織化とボランティア導入態勢 各避難所に応じて避難所管理者は各機関のトイレ 対応班を組織化し、組織の中でトイレ対策を実施し 安全な生活をするために支援マンパワーの必要性を 検討、ボランティア導入を図る。

⑥ トイレの衛生状態の正常化 ボランティアの協力を得て地震直後からトイレの 衛生状態の正常化を図るように努める。

- ⑦ トイレで使用した処理物の取扱い上の注意 断水により使い分けられたお尻を拭いた紙、汚染 された生理用品、汚染されたオムツ等のようなごみ は排泄物と同様な取扱いをする。
- ⑧ 被災者数とトイレ有効活用数の確認と依頼 被災者数を把握し、概ね70人~100人に1基のトイ レブースが確保できているかどうか確認し、必要に 応じて仮設トイレの設置の依頼を直ちに行う。
- ⑨ 被災者の男女の人数確認

既設トイレのブースはもともと男性ブースは少ないことを考慮に入れて、男性用女性用の各トイレ数が確保できているかどうかを確認する。因みに、女性トイレは男性トイレの約3倍の確保が必要となる。

⑩避難所に住む近隣住民のトイレへの対応

避難生活の被災者のみでなく、断水のためにトイレだけを使用に来る近隣住民のことも考慮して、トイレ使用実質人数の確認をし、仮設トイレ等の対応をする。

(2) 震災の被害状況の変化と把握

震災による被害状況、住民の避難行動と復旧状況等 を把握しながら避難所の管理運営を行うことが重要で ある。

① 避難所管理職員のマンパワーの確保 避難所管理職員のマンパワーの確保の有無を確認 し、避難所にいる被災者との協働への対応を適宜図

② 刻々と変化する道路事情の図示と避難所管理運営 の判断

震災後刻々と変化する被害と復旧状況に応じて道 路事情と迂回路を地図で図示し、安全な交通網を常 時把握し、いつでも道路状況を指示できるようにし ておく。また、本部からの情報及びラジオ・電子メール等から得た情報を区分し、刻々と変化する震災被害及び復旧状況を図示し、避難所管理運営の適切な判断と決断の参考とすることが重要である。

- ③ 避難所の備蓄物資と被災者の実態把握と確認 避難所に備蓄されている物資と被災者の人数との 実態の把握と確認を早急にし、必要に応じて救援体 制の手配を図る。
- ④ 避難所管理者、職員と被災者とのコミュニケーション

避難所管理者及び職員は被災者との良いコミュニケーションを図るように努め、相互に立場を理解しながら円滑に避難生活を過ごせるように配慮する。

2 災害弱者の安全に配慮

高齢者・障害者等がノーマライゼーションの理念で安心して避難生活ができるよう適時適材適所に対処することが重要である。また、子どもや妊婦にとっての安全環境や乳児及び母親が安心して母乳を与えられるような"授乳環境"を整え、安心して避難生活を過ごせるように適時適材適所に対処することが重要である。さらに、外国人も疎外されることなく避難生活を過ごせるように配慮することも重要である。

(1) 学校開放と生活エリア

避難所として無秩序な校舎開放をすることなく、避 難所の機能とノーマライゼーションの理念によって生 活エリアを定め、円滑に避難所運営ができるようにす ることが重要である。

- ① 避難所として校舎を開放 被災者が避難所として多数が押し寄せてくる前 に、できる限り学校の鍵を開け開放できるように努 める。
- ② 学校の校舎・体育館等への入室の誘導 被災者に対しては冷静に秩序をもって適時適材適 所に入室できるように誘導し、指導する。
- ③ 入室禁止措置とする部屋の確保 被災者に全ての部屋を開放することなく、救護室、 静養室(高齢者・障害者・子ども・病人・妊婦等)、 管理本部室、管理事務室等の用途に必要な室は入室 禁止とする。
- ④ 災害弱者の避難所エリアの取り方 高齢者・障害者などの避難生活の場は車いす用ト イレがある場所に近く、アクセスはバリアフリーで 動ける場所を選別し、できる限り本人たちの自立生 活を助長できるエリアを適時適材適所に与える。
- ⑤ 徘徊をする痴呆性老人の安全 痴呆性老人の有無を確認し、こうした人が居る場 合には徘徊の有無を把握する。さらに、徘徊しても

安全なエリアで生活できるようにし、必要に応じて 社会福祉施設への緊急ショートステイの手配をす る。

⑥ 子供及び妊産褥婦のエリアの取り方

寒冷地域や冬季の場合には乳幼児のオムツ交換場 所及び妊婦の保温には留意する。また、母乳を与え る母親には授乳ができる環境を適在適所に与えるほ か、乳児のミルクは適宜調乳ができるように配慮す る。

⑦ 職員・職業人・ボランティア等の静養エリアの確 保

不眠不休で昼夜通して働く職員、職業人及びボランティア等への睡眠を確保できるように静養エリアの確保に努める。

(2) 避難所内の介護サービス

避難所にいる要介護者への介護力・入浴・食事等の 福祉的サービスの実施を保障するよう努める。

① オムツ交換と褥蒼予防

寝たきり老人のオムツ交換については、蒸しタオルで清拭してもこびりついた排便が拭き取れないことがあるが、風呂や温水トイレ等の対応が避難所ではできない。必要に応じて福祉入浴の手配をし、清潔保持と褥蒼予防(床ずれ)を図る。

② ケガ防止とスリッパ着用

トイレと生活場所の清潔保持とガラス飛散等によるケガ防止のために、素足でトイレに入らないようにスリッパなどの履き物を着用させる。ただし、高齢者の転倒や大人用スリッパ使用による子どもの転倒に注意するよう指導する。

③ 災害弱者の人数確認と排泄用具の確保 高齢者・障害者・乳幼児・病人・妊婦等の安否確 認と災害弱者の有無と数を直ちに確認し、トイレの ニーズに合せてポータブルトイレ・おまる・オムツ・ 車いすなどの手配を直ちに行う。

- ④ 要介護者の人数の確認と介護マンパワーの確保 高齢者・障害者など要介護者の人数の確認をし、 マンパワーの確保を適宜手配すること。
- ⑤ 地震直後の介護力の低下の補完

震災直後は被災者同士のボランティア行動により 日頃のコミュニティの結束を図りつつ、家族機能の 低下を補い介護力を確保しながら、支援を拡大する ように努める。

⑥ 要介護老人等の社会福祉施設緊急ショートステイ と入所

要介護老人及び要介護障害者等への介護力が不足 する場合は社会福祉施設への緊急ショートステイや 入所の手配をする。

⑦ 視覚障害者及び聴覚障害者等の安否確認と人数の

確認

視覚障害者及び聴覚障害者等の安否の確認をし、 避難所内の視覚障害者及び聴覚障害者の有無と数を 把握する。そして、まず周囲の人たちの声掛けと協 力を得ながら無事に排泄できるように依頼し、手話、 朗読、点字、盲人ガイドへルパーなどの手配を行う。

(3) 避難所における外国人へのサービス

国際社会と言われている中、震災時も言語のことから対応が遅れることのないように外国人に日本人並みのサービスしていくように努める。

① 外国人の有無の確認とトイレ対応 外国人被災者の有無と人数の確認をする。次に、 避難所の中に言語が分かる人を呼びかけ捜す。言語 の分かる人がいなくてもトイレに関する掲示物及び 情報について伝わるように、周囲への声掛けと協力 を得ながら無事に排泄できるように依頼し、言語に よる感情の行違いを防ぐようにする。

② 外国人との積極的な対話

避難所管理者の方から積極的に話し掛け、相手のニーズを把握し、早期に悩みの解消を適宜図ること。 <例>

- ②「何か心配ごとがあるのですか。」
 Do you have any problems?

 What's wrong with you?

 コッチョンイートェシヌン イルン イッスンミカ?

 召るの 되시는 일은 있습니까?

 事がサファグシンと スーマー

 有什麼擔心的事嗎?
- ③「トイレはどこにあるのか分かりますか。」
 Do you know where the bathroom is?
 ファジャンシルン オディエ インヌンジ アルゴケシンミカ?
 화장실은 어디에 있는지 알고계십니까?
 がたった。リースターであった。
- ④ 「トイレの行き方は分かりますか。」

⑤「トイレの仕方は分かりますか、いつもと違いま すので注意してください。」

Do you know how to use the bathroom?

It's different from the one you are used to, so, please be careful.
ファジャンシル サヨングパンポブン アルゴケシンミカ?

화장실 사용방법은 알고계십니까?

ファシャンシル サョンクハンホッン バーコンシュステンテンタン 外용방법은 알고계십니까? ポトングテワヌン タルムロ チュイハシブシオ。 보통때와는 다르므로 주의 하십시요. ガーガーヤーガースーヨンズの ガーガンピンカンプー セナン チンカカイに 這跟平常不一様,請注意。 ⑥「危険ですので、近づかないでください。」

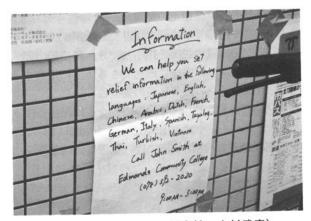
Please keep away from it. It's dangerous. ウィホンハムロ カッカイ ハジ マラ チュシブシオ。 위험 マラ オンウーチェヤッ ではい チェウーチェヤッ た険、請勿接近.

⑦「気分が悪い時は教えてください。」

Please let me know when you feel sick. キブニ チョッチ アヌンテヌン マルスムへ チュシブシオ。 기분이 좋지 않을때는 말씀해 주십시요. ナースャータ ターモャータット 不舒服的時候請告訴我。

⑧「故障ですから使えません。」

⑨「使用してよいです。」



Information (提供:(株優光社 山村武彦)

(4) 避難所管理職員の健康管理

避難所管理者及び職員自身も被災者であることもある。 避難生活をしている被災者にはそのことの理解を 得るよう努めるとともに職員の健康管理も行う。

① 避難所管理者及び職員自身も被災者

避難所管理者及び職員自身も被災者であることも ある。したがって、避難所管理者は職員の心の安定 を図りながら、献身的に被災者の救援活動を行うこ とを語り励ます。

② 避難所管理職員の健康管理

避難所管理者は震災直後から不眠不休で業務に専 念しているために、極度の疲労により健康を害する ことのないよう、職員の健康管理を図るように努め る。

3 緊急時の衛生材料と救急薬品の確保

保健室には多少の消毒液、薬及び衛生材料はあるだろうが、再度不足物を確認し、期限切れや誤認のないよう

に十分留意してことに当たることが重要である。

(1) 救急薬品及び救急用品の確保

保健室の震災による被害状況を確認し、生理痛、 擦り傷、切り傷、軽い頭痛、腹痛等の救急薬品及び 救急用品の手持ちの有無を確認し、必要な救急薬品 及び救急用具を予測して確保できるように適宜手配 すること。また、医療救援ボランティアの持参によ る薬品及び救急用品の整理をし不足薬品及び用品を 把握をする。

(2) 避難所救護体制の整備

震災により外傷患者や慢性疾患患者の症状悪化等 のように救護を要する人のために早急に救護室を設 け、医療機関及び福祉施設との連絡を取るようにす る。なお、救護室はトイレに近い場所が望ましい。

(3) トイレ衛生材料の確保

生理用品、トイレットペーパーなどの有無を確認 する。物資からの拠出協力を得ながら品物不足の事 態を招かないように手配を直ちに行う。

(4) 生理用品の配布上の安全な取扱い方

生理用品の配布や捨て方に関しては、女性の避難 所管理者及び関係者によって行い、羞恥心のないよ うに適宜指導するように配慮する。

第2節 余震時のトイレ安全対策

余震による二次的災害を予防することの重要性から、 余震時の予防対策を指導し実践するように周知徹底させ る。

1 利用者の注意

各個人の安全性を重視しそれぞれのおかれた立場・場所に応じて配慮できるように細部に渡る指導をすることが重要である。

(1) トイレの出口の確保

安全確保のために、一人でトイレに行かず、他の人にドアを押さえてもらい鍵は掛けないようにして、いつでも避難できる態勢でトイレに入ること。この際、ドアは数 cm の隙間を作り、トイレの出口を確保しておく。

(2) 幼児の安全性の確保

幼児の安全性の確保のために、一人でトイレに行かせることなく、かつ、ブース内に一人で入らせないよう指導する。

- (3) 余震による落下物への対処、トイレでの対処 トイレ内の棚の上のトイレットペーパーなどの落 下物、窓ガラス及び照明器具などの破損による飛散 等に気をつけ、二次災害の防止に努めるよう指導す る。
- (4) トイレでの安全対処

余震にあわててトイレブースから外に飛び出さないようにし、外に逃げる時は天井の崩れや頭上の落下物にも注意し、わが身の安全を考え、落ち着いた行動を取る。

(5) トイレの外の周囲状況の把握と確認 トイレ内にいるとトイレの外の状況が分からない ことがある。周囲の状況を把握・確認し危険がない かどうか判断してトイレから安全に出てくるように 指導する。

(6) 火災発生時の対処 火災が発生した場合にはできる限り早く避難し安 全確保に努める。

(7) トイレに行く時の伝言等 避難生活をしている場の誰かにトイレに行くこと を伝えた後に、行動するよう指導する。停電がある ことを予測して懐中電灯をもってブース内に入るよ うに指導する。

2 余震対策

余震による二次災害の予防対策に努め誰もが安全に冷静に対応することが重要である。そして、何よりも精神的な安定を得られるように努める。

- (1) トイレ施設のガラスの飛散防止対策 窓ガラスには飛散防止フィルムを貼って飛散防止 対策に当たる。
- (2) トイレ故障の有無の確認 余震があるたびにトイレの故障の有無を確認し、

メンテナンスのための対応に当たる。

「故障ですから使えません」「使用できます」等、 このサインを入れる。

(3) トイレ被害における申告による協力 余震により刻々と変化するトイレ被害については 気付いた時点で被災者の申告をするように指導し、 避難所管理者が受付けて、早急に対処する。

第3節 仮設トイレの安全な設営

震災時は一度に大量の被災者が避難所に収容されるために緊急性と実用性を優先した応急的なトイレを設営する必要がある。この場合、仮設トイレの設営を安全に行うことが重要である。

1 仮設トイレの適時適在適所

仮設トイレにおいても災害弱者に配慮してその適時 適在適所な設置と安全性の確保が重要である。

(1) 簡易な手作りトイレを作る上での安全衛生性 緊急に実用性を優先した応急的なトイレを作るた めに、地面に溝を掘り板を渡し、周りを塀で囲った 「トレンチ式トイレ」や穴を掘った「ピット式トイ レ」が一般的である。これらは井戸などの水源から 最低30m以上離れた適所に作る。次第に実用的なト イレに移行できるようにする。

地域災害支援業務に従事して(感想)

・義援金の交付事務は区役所の近辺の公園に行われ たわけであるが、そこには仮設トイレが数個並 べられていた。被災者の方々は長時間並ばれて いるためこれらのトイレを利用することとなる が、このトイレが並んでいる列の方に向いて入 り口が設けられていた。些細なことかもしれな いが、入り口に外塀を設けるなり、それが困難 な場合には入り口を列とは反対側に設けるなど の配慮が必要ではないかと思う。

(緊急時にはとても細かすぎるかもしれないが) (出典:山口健、名古屋市「名古屋市職員派遣活動 記録」(1995年8月) p37から)

(2) 仮設トイレ運搬上の配慮

家屋や道路等の損壊により交通遮断があるので、 安全な迂回路の説明を指示し、さらに道順を記入し た地図を示し、安全に輸送できるように協力する。

(3) 仮設トイレの設置場所の安全性 高齢者・子ども・妊婦等の安全性に配慮してトレンチ式トイレやピット式トイレ、仮設トイレなどの 設置場所は、生活場所に近い位置に適時適在適所に 作る。



仮設トイレの前で遊ぶ子供たち(提供:㈱優光社 山村武彦)

- (4) 仮設トイレ・アクセスのバリアフリー化 避難生活場から仮設トイレまでのアクセスを高齢 者・子ども・妊婦にとって転倒でケガをしないよう にできる限りのバリアフリー化に努める。
- (5) 仮設トイレの設置時期と撤去時期の適正化 時系列的変化に応じてトイレ対応が変化してくる が、避難所人数と対比しながら仮設トイレの設置時 期と撤去時期の適正化に努める。
- (6) 仮設トイレ設置時の事故発生への対処 仮設トイレ設置時にケガや事故発生が起きた場合

にはケガや事故の規模によりそれに応じた救急処置 を行う。大規模の事故の時は医療機関に連絡を取る。

(7) 仮設トイレ設置のマンパワーの確保

仮設トイレ設置をするためには被災者とボランティアとの協働によってマンパワーを確保し、速やかに安全対応できるように努める。

(8) 要介護者等のトイレプライバシー保護

ポータブルトイレやおまるの置く位置などについてはパーテーションを利用し、要介護者及びポータブルトイレ利用者のプライバシー保護と衛生面・臭気面等に配慮した取扱いができるようにする。

(9) 被災者の男女数の確認

既設トイレのブースはもともと男性ブースが少ないことと、近隣者の利用と男女差を考慮して、既設トイレの使えるブース数の実態から仮設トイレの割り出しの確保を適宜図る。ただし、排泄時間は女性は男性の3倍を要するので、そのことを配慮してトイレ数を設定する。

(第3編第4章「仮設トイレ等の確保対策」の「必要仮設トイレ数の割出し計算」を参照のこと)。

2 余震時の仮設トイレの対応

余震による仮設トイレの安全性の確認を留意し、二 次的災害を防止することが重要である。

(1) 余震時の作業による仮設トイレの安全性の確認 大きな余震が続いている時には、仮設トイレの設 置を適宜見合わせること。また余震時に仮設トイレ を設置した場合にはその後使用を開始する前に、地 盤とボルト、差し込みなどのゆるみの調整や天井な どからの落下物がないかどうかなどの危険性の有無 を確認し、安全性を確認してから使用を開始する。

(2) 余震のたびに安全性の確認

余震のたびに仮設トイレの状態を使用に耐えるか どうか適宜点検し安全性の確認を図り使用させる。



巨大な地割れのそばに設営された仮設トイレ(提供: ㈱優光社 山村武彦)

第4節 治安とトイレ対応

震災時には混乱と無秩序状態が生じて一時パニック状況になるが、これは精神的にもストレスフルとなり、かつ、前途の不安や娯楽等も少ないことから刹那的になってくる。こうしたことから人間らしさを欠いた行動も起きやすいので、治安の確保によるトイレ安全性に留意することが重要である。

1 セクシャリティの問題

混乱時でなくてもトイレでの性に纏わる犯罪は起きており、圧倒的に女性が男性に犯され、殺人事件まで発展しているケースが多くある。さらに、年々性行動は開放傾向にあることから治安の安定を図ることが重要である。

(1) 女性の性被害防止

トレンチ式トイレやピット式トイレ等の場合には 囲いが必ずしも十分ではないので、女性が性的被害 に合うことのないように安全性への配慮をする必要 がある。また、危険性の高い夜間や囲いの不充分な トイレの使用には、一人でトイレに行かないように 指導する。特に、暗闇のトイレでは男性も性的な誘 惑があるので、その被害に合わないよう安全性に留 意するよう指導する。

(2) 幼児性愛や幼児誘拐等の防止

災害により停電し混乱した暗闇の避難生活においては幼児性愛や幼児誘拐などが起こる可能性もあるので、夜間には幼児が一人でトイレに行くことは避け周囲の大人によって安全性に努めるよう指導する。

また、幼児を狙いトイレ内などに潜んでいたり、 やさしく声を掛けたり、お菓子をくれたりするよう な不審な人がいた場合には速やかに避難所管理者に 連絡し、決して見知らぬ人について行ってはならな いことを厳重に指導する。

(3) 避難所管理女性職員の安全性

避難所管理女性職員には夜間に避難所以外に外出 しなければならない連絡係や夜間に一人で避難所内 の防犯見回りをするようなこと、遠距離への連絡係 などは避け、安全に留意する。

(4) 女性災害ボランティアの安全性

女性災害ボランティアに依頼する業務は夜間や危 険地区の活動するようなことは避け、安全に留意す

(5) 被害時の申告

トイレで覗き、痴漢、かつあげなど何んらかの被 害に合った場合には直ちに避難所管理者に申し出る よう指導する。ただし、この場合は被災者のプライバシーの保持を十分守ることは大切である。

2 盗難や不審行為

災害時の混乱に乗じての犯罪の発生を防止し、いかなる場所・時期においても安心して避難生活ができるよう に環境を整えることが重要である。

(1) 火災と不審行動

トイレの放火や異臭及び不審物の放置、不審な行為をする人を見つけた場合には直ちに避難所管理者 に通報するよう指導する。

(2) 盗難と被害

トイレに行く場合には貯金・現金・その他の重要 書類などは各自で気を付ける。なお、被害に合った 場合には直ちに避難所管理者に申し出るよう指導す る。

3 トイレと風紀

青少年の育成上好ましくないことや避難生活における 環境を乱すような行為が発生しないように、お互いに気 づかいながら安全な生活を図ることが重要である。

(1) アルコールとトイレ

アルコールは保温、精神的慰安、食欲増進などの 効用もあるから、阪神・淡路大震災での学校避難所 の飲酒の例のように適量の飲酒は避難生活にも必要 なのかもしれないが、深酒は周囲の迷惑と風紀を乱 すことになり、かつ、トイレの使用回数も増すので 控えるように忠告する。

(2) 喫煙とトイレ

通常の場合には未成年や女性は隠れ喫煙をトイレでよく行うが、災害時はトイレ内が平常時よりも汚いこともありここでの喫煙はしないと思うが、もし、トイレ内で喫煙をしている気配を感じたならば火災の原因にもなるので厳重に忠告する。

トイレで隠れ喫煙をさせないようにする必要がある。禁煙者・子ども・妊婦等の保護といろいろな場でも喫煙は火災の誘因にもなることから「喫煙室」を設け、火災予防と健康管理に努める。

(3) シンナー遊びやいたずらの防止

トイレは通常の状態の時はシンナーや好ましくないいたずら遊びをよくする場所であるが、そうした 行為をトイレ周辺でやっている時は忠告する。

第5節 トイレ情報と広報活動

流言に惑わされることなく情報を正しくキャッチし、 円滑に避難生活を過ごし、元の生活に復帰していくため には情報と広報は重要である。

1 避難所内のトイレ広報のあり方

トイレは日常生活情報として広報を流す必要があることから、誰にでも分かるように表現することは重要であり、一人でも違法をするとたちまち衛生状態が悪化して くるので十分留意して広報活動に当たることが重要である。

(1) トイレ・サインの表現の仕方

トイレが故障した場合や通常使用方法と異なった 使用方法をさせたい場合には、明確に誰にでも分か るような図や絵を用いて適宜表示する。

(2) 視聴覚障害者への情報提供

トイレに関する掲示物及び情報について視覚障害 者及び聴覚障害者等にも伝わるように、点字、朗読、 手話、盲人ガイドヘルパー、声掛けなどのサービス を提供できるように適宜する。



難聴者への連絡(提供: ㈱優光社 山村武彦)

(3) 外国人への情報提供

外国人に関してはトイレに関する掲示物及び情報 についてできる限り伝わるように、図や絵を用い適 宜表示すること。

(4) 安全迂回路の道順の表示

避難所内のトイレに行く場合、損壊や飛散などにより危険なために通常の廊下や階段を利用できず迂回させたり、新たな通路を指示したい場合には明確に道順のサイン表示を提示する。また、その旨を避難生活の場所にも分かるように提示する。

(5) 計時的な変化に即して広報

トイレ事情が計時的に刻々と変化する場合には、 確実に前の表示を取り、新たな指示を適宜表示する こと。また、その旨を避難生活の場所にも分かるよ うに広報した方が好ましい。 (6) 仮設トイレ設置と撤去の広報

仮設トイレが新たに設置された場合には広く利用できるように災害対策本部や施設等に直ちに知らせ、反対に撤去する場合にはいつから使用できないかを明確に適宜表示する。

(7) 避難所の近隣周辺の住民へのトイレ広報 在宅に住みトイレのみ借りに来る住民に対して も、避難所に居る被災者との感情の行違いのないよ うに、使用を促す広報を適宜する。

2 衛生関係のトイレ広報

トイレは排泄する所なので、伝染病や感染症の危険性 があるので防疫対策として利用者に広報を図り徹底した 衛生教育をするための重要な役割がある。

(1) トイレの誤使用、伝染病、感染症の発生に対する 安全性の確保

トイレの誤った使用法をした場合や損壊状況によっては生命の危険性がある場合、伝染病や感染症などの発生で命の危険性がある場合等には、即座に広報を行い安全性を確保する。

(2) 人工肛門や人工透析等の対処

人工肛門や人工透析等への対処についての広報は 病気の悪化や生命とも関わるので本部から通達が指 示された場合には早急に公示し、対象者には速やか に対処する。

(3) 近隣の住民への緊急救護広報

避難所のみでなく近隣の住民へ向けて緊急救護広 報をした方が好ましい場合にはしかるべき方法で適 宜対処する。

3 広報の出所の明確化

震災時の広報には、さまざまな方法があり、被災者には安心情報の有効性が高い。しかし、広報の有する情報の安全性を確保することが生活の安心と安定を図る上に重要である。

(1) 正しい震災情報をキャッチ 震災情報を正しく的確にキャッチし、被災者に適 切な指示を与え、正常化を図る。

(2) 流言と情報の選別

余震に対するデマやパニックを防止するために、 情報を簡潔明瞭に伝え、流言に惑わされることなく 情報の選別をして、トイレ使用に適宜あたらせる。

(3) 広報の有効性と発行所轄の確認

トイレに関する表示や留意事項など幾つか指示する掲示が出るが、その広報や情報の有効期間と所轄している部署及び表示日時などを必ず明記する。 (例:避難所自治会、保健所、市役所、ボランティアなど所轄名を具体的に書くこと)。

第6節 トイレ衛生管理と救急体制

寒冷地域や温暖地域、季節や気候により排泄物とトイレの防疫対策は異なるが、伝染病や感染症の蔓延を防止するためにトイレ衛生管理が重要である。

1 トイレの衛生管理

トイレの衛生管理は清掃、手指の消毒、排泄物の処理 等幾つか考えなければならないが、何一つ怠っても防疫 対策は失敗となり伝染病や感染症等が蔓延を招くことと なるので、慎重に対処することが重要である。

- (1) 消毒薬等薬液の管理 (第3章第4節 p238参照)
 - ① 備蓄の消毒液の使用

避難所に備蓄されているアルコールスプレー、クレゾールなどの消毒薬を手洗いやトイレの消毒に対 切できるようにする。

② 薬品や消毒液の在庫調べと確保 避難所の薬品や消毒液の在庫調べと、被災者人数 に応じて必要量の推測における薬品及び消毒液の確 保・補充に適宜努める。

③ 家庭常備薬の使用上の注意

トイレットペーパーやトイレ消毒や清掃溶剤及び 消臭剤などに関して家庭常備薬の拠出持ち寄りをし た時の使用方法と使用適合の誤認を起こさないよう に適宜留意すること。また、「混ぜると危険」な薬液 及び薬品については専門家の意見を聞くようにす る。

(2) トイレに関する苦情処理

仮設トイレの設置や消毒管理、トイレ設置後の管理 などについて被災者の苦情や問題点をできるだけ具体 的に聞き、問題点を明確化して早期に解消できるよう に適宜対応する。

(3) 動物の糞便の防疫対策

野犬や野良猫などの動物の糞尿便については汚染対 象物として取扱い、速やかに防疫対策として適宜対処 する。

(4) 伝染病や感染症の予防対策

保健所から手指の消毒、糞便の消毒、ハエや蚊の退 治などの伝染病や感染症「予防」の通達がくるが、そ の指示に従い防疫対策に当たる。

(5) トイレ清掃管理と保健所の防疫対策

災害後に疫病が発生するのは3~6週間以降のことが 多いが、トイレの衛生状態への対応は重要であり、清 掃管理を実施するほか保健所の防疫対策の指示に従 う。

(6) 害虫駆除

持ち寄った家庭害虫駆除スプレー・駆除剤等で害虫 駆除をする場合には使用上の注意をよく読み使用す る。保健所や医療班等の指導により駆除する場合には その指示に従う。

(7) 水分摂取と排泄

極度の水分摂取から宿便・便秘などから体調不和まできたすような脱水症状を防止するために、ライフラインが断って水分供給が困難な時であっても、いたずらに水分摂取を我慢させないでを十分取らせトイレに行くことを阻止させないように配慮する。

(8) 安全な飲料水の確保

給水された水は井戸、水道、池等のどのような水で あるかを確認し、飲料水として適しているかどうかを 明確にして、被災者に提供すること。もらい水に関し ても同様である。

(9) 快便・快眠のための健康管理の指導

季節変動や寒冷地方及び温暖地方により安全な食事の対応は異なるが、食中毒に留意して十分に食べ快便、 快眠に努め健康維持を図るように指導する。

(10) トイレの衛生と精神衛生

トイレの劣悪な衛生状態は精神的不安をも引き起こ。トイレの数の確保、使い勝手、清潔維持などに留意し、防疫対策の実施と共に清掃の徹底による精神安定を図る努力をするように適宜工夫する。

2 トイレ内の救急処置とその対処

通常の生活においても疾病をもった人はトイレでアクシデントをしばしは起こしやすい。また、災害時にも同様に心臓発作等の重篤な状態を起こすことがあると聞いているので、呼出し用の非常用ベルの設置が望ましい。

(1) 便の性状

腹痛に伴う泥状便、水様便、軟便等の下痢症状を起こしている場合には伝染性疾患を疑う時もある。発見した時点で速やかに避難所管理者に申し出させ安全性 を図るために必要に応じて保健所等に連絡する。

(2) 排泄物の異常性

血便や大量の出血、排泄物に混入した異物、異様な 臭気などの排泄物などを排泄した場合や発見をした場 合には速やかに避難所管理者に申し出させ必要に応じ た措置をとるように安全を図る。

(3) 妊婦が産気づいた場合

妊婦が地震のショックや排便などで産気づいた場合にはあわてることなく冷静に救護し、救急医療機関に連絡する。その際、ベビーが産まれた場合には毛布などにくるみ保温に十分気をつける。

(4) 慢性疾患と救急処置

高齢者や高血圧症の人が排便時に努責(きばること) や寒さなどから血圧変動を起こし倒れた場合や気分不 良で意識混迷状態になった場合にはあわてることなく 冷静に救急措置をしながら医療機関に連絡する。

(5) てんかん発作などの対処

トイレでてんかん発作などが起きた場合にもあわて ることなく、気道の確保を図り吐物による窒息を防止 し、冷静に対処し必要に応じて医療機関に連絡する。

(6) 気分不良時には遠慮なく救護室へ

季節や気候等によって引き起こす疾病は異なり、対応も違ってくる。とにかく気分不良時には遠慮することなく「救護室」に来談させ、処置の手遅れになることのないように配慮する。

- (7) 外傷や大出血等の救急医療対象者の発見と対処 外傷や大出血、ショック症状等の救急医療対象者の 発見に努め、救急処置を施しながら早急に医療機関へ の手配をする。
- (8) 新トイレ製品使用による化学物質過敏症への対処備蓄しているトイレなどにも当然ペンキ、絨毯、防虫シート等のような化学物質を使用しているだろうが、日常使用しないことで風化させることなく収納されていると、使用時には新品同様な状態である。すると、アトピーやアレルギー体質等の人は化学物質に対応できる能力の限界を超え、化学物質過敏症の反応を起こすこともあるので、体調不良時には早期に受診を促す。

第7節 トイレ災害ボランティアの安全管理 支援

災害時の諸々の対応にはボランティアの協力なしでは 日々の生活から復旧に向けての対処ができないとっても 過言ではない。こうしたボランティアの対応にも諸々の 留意事項とマネジメントをする必要があり、現場に応じ た細部にわたる災害ボランティア・コーディネーターに よって初めて円滑に活躍してもらえることを認識してお くことが重要である(具体的な事柄は、第3章「トイレ 災害ボランティア活動マニュアル」を参照)。

1 緊急時の災害ボランティア利用の原則

緊急時は現場において即戦力、即実践となって、信頼 と責任とにおいて活躍できるようにすることが重要であ る。

(1) 地域コミュニティへの支援の依頼

一挙に避難所に押し寄せる被災者の対応には避難所 の管理者のみでは対応できない。緊急時の地域コミュ ニティの支援を図るように努める。

(2) 依頼事項を復唱

緊急時に業務を依頼する時は口頭かメモなどのみ で、即実践となるが、必ず依頼したことが間違って伝 わっていないかを確認するために、依頼時に復唱させ 業務の安全性の確認を図る。

(3) 依頼事項は責任をもって実行

緊急時に依頼した業務は余震などにより事態が変更 した場合には本人のベストと思われる方法で対応し、 責任をもって全うしてもらうように指示する。

(4) 緊急対応時のプライバシーの公開と保護

緊急時の安否確認などにおいては個人のプライバシーを公開しなければならないが、その保護を追求することは困難である。ボランティアの人間性と良識ある判断にゆだねて相互の信頼関係で業務に望んでもらうよう指導する。

(5) 交通事故への注意

単車や自転車に乗り伝達や運搬業務を行うが交通事 故のないように注意するように指導する。

(6) 劇薬や麻薬、重要書類等の赤バイ及び白バイの活用 劇薬や麻薬、重要書類は赤バイ及び白バイを活用し 紛失や無断使用や転用等を防止するために万全の安全 を図る必要がある。

2 トイレ対応上の留意点

災害ボランティアによるトイレ対応はトイレの運搬・ 設営清掃を実践することが多い。日常生活であまり掃除 をしていない現代の若者には丁寧にトイレ清掃のあり方 を指導してから活動に入ってもらうようにすることが重 要である。この時の留意点は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの設置や運搬 仮設トイレ設置や運搬などの業務に際しては配布 場所と設置台数などを間違えないこと。
- (2) 仮設トイレ設置時のケガや事故 仮設トイレは機種により設置の仕方が違うのでマニュアルを熟読し、設置時のケガや事故がないよう に注意するよう指導すること。
- (3) 災害ボランティア初心者希望にはトイレ清掃を一般的なトイレ清掃は誰でもできるボランティア活動の一つであり、かつ、こまめな清掃は防疫対策になることから、ボランティア初心者希望には好ましい業務であることを認識しておくこと。
- (4) "混ぜると危険"と書かれているトイレ清掃洗浄 剤の安全性

トイレ清掃に使用する家庭用溶液や溶剤は"混ぜると危険"と書かれているものがないかどうか確認し、安全性の確認をとってから清掃に当たらせること。(p238の図参照)

(5) 消毒液の作り方の安全性

手指の消毒液つくりなどについては使用する薬液 の希釈倍数と使用薬液を間違えないように安全性に 留意するよう指導すること。

(6) 災害ボランティアの健康管理

トイレ清掃などは排泄物に触れる機会が多いので、ボランティアの体力限度も考慮し疲労の蓄積から日和見感染を起こさないように、健康管理にも気をつけるように指導すること。

(7) 一般ボランティアと専門ボランティアの業務区分

トイレに関する依頼したい業務内容を種別して、 一般ボランティアと専門ボランティア等の区分を明 確化して業務の依頼をする。

- (8) 長期ボランティアと短期ボランティアの業務区分 長期ボランティアと短期ボランティアの業務区分 を明確にして、トイレに関する業務にあたらせる。
- (9) 避難所に住む被災者のボランティア対応 トイレ清掃、水運び、物資の配布など多くの雑務 を依頼できるが、損壊家屋のかたずけや職場迂回長 距離通勤などで疲労していることも考慮して、体調 不和の時は遠慮なく休養できる体勢を整えることが

<特記1>視覚障害者への留意事項

重要である。

街や家屋及び道等の全ての景色が変わったことは、これまで視覚障害者が自立生活をしていたことを全面的に覆した結果となり、うずくまり動けない状態になってしまう。そのことはトイレの問題でも同様であり、一人で行って排泄できた人がトイレから生活空間までのアクセスが不明となったために行けなくなってしまう。そうしたことから直接視覚障害者に情報を知らせ、早く自立生活できるようにするためには、被災者同士の援助が必要なことを認識しておくことである。

(1) 避難所の場合

障害者はとかく生活の仕方を一般の人になかなか理解してもらえず、疎外されることがあるが、ノーマライゼーションの理念で対応できるようにしていくことは重要である。

- ① どのような援助が必要かを表明 視覚の不自由に伴う排泄行動に関する援助が必要 なことを周囲は理解する。また、視覚障害者も積極 的に理解を得られるように伝え自分から努力してい く。
- ② 避難所のトイレの一連の動きの説明 避難所の断水に伴うトイレの使用方法について "紙の捨て方から手洗いまで"の一連の流れを口頭 や触覚で教える。
- ③ 仮設トイレの情報を伝える 仮設トイレ及び手づくりトイレについての状況を 明確に伝え、安全に排泄できるようにする。
- ④ トイレまでのアクセスの学習 避難生活の場からトイレまでのアクセスとエリア の環境を明確に伝え、人の頭や手足、荷物を踏むこ となく排泄に行けるようにする。

(2) 在宅の場合

在宅で暮らす場合にもトイレの状態を把握し、安全 に使用できるかどうか確認して使用するようにするこ とは重要である。

- ① 自宅トイレの状態の把握 自宅トイレが従来とどのように変化したかを把握 させ、使用に耐えるかどうかを確認し、使用の有無 を教える。
- ② 自宅トイレが使用できない場合 自宅トイレが使用できない場合の対応について近 隣の状況と足のアクセスを把握させ、自分に合う方 法を創意工夫させる。

<特記2>聴覚障害者への留意事項

聴覚障害者の場合には聞こえないためにコミュニケーションがとかく途絶えがちになり疎外されることが 多いが、積極的に筆談やゼスチャー等を用いて話し掛け、皆の仲間入りをしていけるように働き掛けること が重要である。

- (1) 聴覚障害者であることの伝達 聴覚障害者であることを避難所管理者に伝え、避難 生活において協力をえるようにすること。
- (2) コミュニケーションの方法の教示 周囲の人の協力を得られるように自分にとって行え るコミュニケーションの方法を相手に明確に教えるこ と。
- (3) 不理解の伝達

相手の言っていることが、理解できたこととできないことは明確に伝えること。